

平成20年度

第3回 埼玉県公共事業評価監視委員会

平成21年1月9日

埼玉県県土整備部技術管理課

第3回 埼玉県公共事業評価監視委員会

日時：平成21年1月9日（金）

13:31～16:51

場所：埼玉会館7階B会議室

議 事 次 第

1 開 会

(1) あいさつ

(2) 出席者紹介

(3) 会長あいさつ

2 議 事

(1) 審議の進行について

(2) 農林部案件の審議

(3) 県土整備部案件の審議

(4) 都市整備部案件の審議

(5) その他

3 閉 会

出席者名簿

(出席)

会 長 屋井 鉄雄 (東京工業大学大学院教授)

委 員 室久保貞一 (埼玉経済同友会専務理事)

伊藤 一枝 (弁護士 (埼玉弁護士会))

藤原 悌子 (NPO水のフォーラム理事長)

秋吉 祐子 (聖学院大学教授)

田中 規夫 (埼玉大学教授)

県幹部職員

清水 英昭 (農林部副部長)

古屋 宏樹 (農林部森づくり課長)

船田 重則 (農林部農村整備課長)

高沢 清史 (県土整備部県土づくり企画室参事兼室長)

岩崎 康夫 (県土整備部道路街路課長)

朝堀 泰明 (県土整備部河川砂防課長)

松本 勝雄 (都市整備部市街地整備課長)

山口 文平 (都市整備部下水道課長)

事務局

池田 秀生 (県土整備部技術管理課長)

午後 1 時 3 1 分開会

○事務局（池田） それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成20年度第3回埼玉県公共事業評価監視委員会を開会いたします。

本日の司会を務めさせていただきます技術管理課長の池田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

各委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、当委員会のご出席を賜り、深く感謝申し上げます。

また過日、現地視察では、きつい日程にもかかわらず、最後まで熱心に公共事業現地を視察いただきまして、まことにありがとうございます。本日もご出席の皆様及び県職員につきましては、お手元に配付いたしました出席者一覧及び会場レイアウトのとおりでございますので、これをもちまして紹介にかえさせていただきます。

本日の審議資料につきましては、第1回、第2回委員会のすべての資料及び本日、第3回委員会の資料のとおりでございます。

それでは、議事に入りたいと存じます。当委員会要綱の規定によりまして、議長を屋井会長をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○屋井会長 それでは、ご指名でございますので、議長を務めさせていただきます。

本日は、新年早々、大変お忙しい中を委員の皆様にはお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、開会に当たりまして、本日の委員会には傍聴の方がいらっしゃるというふうにお聞きしております。この委員会は公開でありますけれども、傍聴の注意につきましては傍聴席に配付してある傍聴要領、これにあるとおりでございますので、それを遵守されるようお願いいたします。

なお、ただいま以降の写真撮影及び録音等、これはご遠慮いただきたいということでございます。よろしいでしょうか。

それでは、初めに審議の進行について事務局からご説明をお願いします。

○事務局（池田） それでは、説明させていただきます。

今回配付いたしました資料のうち、第3回委員会資料、次第の資料1をご覧ください。

本日の進行につきましては、この審議の進行についての説明の後に、2、議事の（2）農林部案件の概要説明及び案件について、今までの質疑等を踏まえてご説明をお願いいたします。その後、委員の皆様より意見の取りまとめをお願いいたします。

続きまして、議事2の(3)県土整備部、(4)都市整備部の審議依頼案件の順に、同様に説明及び委員の皆様より意見の取りまとめをお願いいたします。

次に、議事2の(5)、下のほうになります。その他で事後評価施行の報告についてご説明いたします。その後、委員の皆様から質問と意見をお願いいたします。

以上で、簡単でございますが、審議進行の説明を終わらせていただきます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

○屋井会長 どうもありがとうございました。ただいまのご説明、よろしいでしょうか。それでは、そういう手順で進めたいと思います。

それでは、早速、農林部案件の審議に入ります。

審議対象事業の101番から104番、4件でございますけれども、今までの質疑等を踏まえて、これよりまた資料をいただいておりますので、説明のほうは簡潔にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○古屋課長 それでは、私、森づくり課長の古屋でございます。よろしく申し上げます。

私のほうからは、森林管理道の3件について補足の説明をさせていただきます。座って失礼いたします。

赤いインデックスの、一番大きなインデックスの初めの農林部の評価検討会議資料のうち、資料4のインデックス番号の101番をお開きいただきたいと思います。101番から103番までが森林管理道の3件でございます。101番の1ページをお開きいただきたいと思います。

横瀬町で開設中の二子線でございます。第2回目の委員会におきまして、各3路線につきまして評価算定の計算過程の資料の追加についてご指示をいただいたところでございます。それについてご説明させていただきます。

この101番の14ページをお開きいただきたいと思います。

この表の中に、中ほどに総費用、それからその下側に総便益が記載してございます。金額等が記載してございます。これと、2ページめくっていただきまして、16ページの後から追加資料をつけさせていただきました。それぞれこの計算方法を添付させていただいたということでございます。

まず、追加資料の101-1ページ、下側にページ番号でございます。追加資料101-1ページをご覧いただきたいと思います。こちらで、この1枚につきましては総費用の算出

をしております。総費用については、当該事業に要する事業費及び評価期間終了時点までに要する維持管理費により算出しております。右側のほうに1から22年までが事業費、それからその後のものについては維持管理費ということで計算をさせていただいております。

次に、101-2ページ、次のページをお開きいただきたいと思います。この101-2ページでは、水源かん養便益を計算しております。1)で洪水防止便益、それから2)の流域貯水便益、そして右側で3)の水質浄化便益と、それぞれ金額が四角で囲われて算出しております。それぞれが15ページに戻っていただきますと、15ページの各数字をここに掲げているということでございます。同様に、この山地保全便益、環境保全便益、木材生産便益など、計上している便益について、すべて計算過程をお示しさせていただいているということでございます。

また、インデックスの102番の八日見線、103番の御岳山2号線においても、同様に計算過程を添付させていただきました。よろしく願いいたします。

○船田課長 農村整備課長の船田です。よろしく願いいたします。座らせていただいて説明させていただきたいと思っております。

続きまして、資料4になります。先ほどの赤のインデックス、そのうちの104になります。

ほ場整備事業、種足野通川地区、事業箇所は騎西町でございますけれども、騎西町、鴻巣市、菖蒲町にわたる地域でございますけれども、再々評価案件ということでございます。先ほどの森づくり課と同様に、第2回の委員会におきまして詳細資料ということでございます。効果の算定の計算過程、これの資料について追加をご指示いただきましたので、追加資料につきましてご説明させていただきたいと思っております。

15ページまでが前回お出しした資料でございます。15ページの次の追加-1以降の資料が今回追加したものでございます。この追加-1ページ、これにつきましては再度、総費用総便益の総括表を整理させていただいております。これの内容につきまして、次のページ以降で計算過程を示してございます。

追加-2ページ、お開き願いたいと思っております。総費用の算定ということでございまして、総費用につきましては当該事業、係数部分、その上の項目ですけれども、関連事業に要する事業費、それと評価期間終了時点までに必要となる施設の再整備費が下に入っております。そういった費用を算定してございます。右の割引後ということでござ

いますけれども、割引率4%を用いまして現在価値化しまして、その事業費の合計額、それから評価終了時における各施設の資産価値、これを差し引きまして下の額ということで算定してございます。追加-2ページが総費用の算定に関する表でございます。総費用につきましては30億6,111万9,000円ということで、一番右下に整理してございますけれども、その表になってございます。これが先ほどの追加-1の表に上がってございます。

それから、追加-3からが総便益に関する費用算定の表でございます。総便益につきましては、上にやはり項目がありますけれども、作物生産効果、それから営農経費節減効果、維持管理費節減効果、こういった効果について算定してございます。これにつきましても、それぞれの年効果額を割引率によりまして現在価値化して評価終了時までの総効果額を集計してございます。これが効果額の計算集計表でございます。その結果、効果額の割引後の合計額として37億8,788万7,000円、右下にございますけれども、この額となっております。

このそれぞれの作物総生産効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果につきまして、追加-4以降に詳細算定資料をつけてございます。この効果の中で、特に第2回の評価監視委員会で、具体的な作物についてどういう作物かといったご質問がございました。それで、追加-4でございますけれども、ここに水稻からブロッコリー、ソバ、大麦等まで入っておりますけれども、そういった作物を面積あるいは生産増減額に応じて効果額を算定してございます。ここにありますように、作物は水稻を中心としまして、今後施工する暗渠排水、これの効果を生かせる大豆や大麦などの作付、こういったものを計画してございます。

それから、追加-5につきましては、営農経費節減の算定資料でございます。それから、追加-6につきましては維持管理費節減効果の算定評価ということでございます。

以上の効果算定表によりまして、追加-1でまとめてありますけれども、B/C1.23となったものでございます。

簡単ですけれども、資料の説明を終わらせていただきます。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま農林部からの説明がありました101から104まで4件でございますけれども、この各事業に対する対応方針について当委員会としての意見を取りまとめてまいりたいと思います。委員の皆様のご意見、ご質問等がございましたら、よろしくお

願います。

ちょっと私のほうから、まず形式的に質問と確認なんですけれども、101から103で前回等の議論を踏まえて、便益算定根拠について資料をお持ちいただいたということで、それが追加資料として提示されているわけなんですけれども、ちょっと説明が短いということと、若干資料の文字が小さかったりするものなので確認なんですけれども、この例えば101で15ページにそもそも効果計測の対象項目ありますね。これ全部で幾つありますでしょうか、かなりの数があるんですけれども、これと後ろの追加資料に出てくる1)番というか、その資料の追加の2枚目ぐらい出てきますか、片括弧はついていないかな、片括弧ですね、1)番、2)番と、これはこの15ページのほうの各項目にそれぞれ対応しているんですか、その順番に並んでいるんですか、抜けているものはないんですか、このあたりちょっと確認させてください。

○古屋課長 例えば101でございますと、まず15ページ、総費用については先ほどご説明申し上げました。15ページの一番上の水源かん養便益につきましては、先ほどご説明申し上げました追加資料101-2、ちょっと小さくて大変申し訳なかったんですが、横使いして左上に1、水源かん養便益と大きい1がございます。それが15ページの上の水源かん養便益、それからその下が1)、2)、3)となって15ページの水源かん養便益の内訳、洪水防止便益、流域貯水便益、水質浄化便益となつてございます。

それから、次のページの101-3、それが大きい2番で山地保全便益、これが15ページでいいますと、この表の太字になっています2番目の山地保全便益、これが1)で土砂流出防止便益が記載してございます。15ページの土砂崩壊防止便益のところはバーが入っていますので、計算根拠のほうにはお示ししてございません。

そのような形で、すべてがこの順番に並んでおります。

○屋井会長 どうもありがとうございました。順番に見ていけば、対応していることがわかりました。

○古屋課長 本当にちょっと表が小さくて大変申し訳ございません。

○船田課長 104なんですけれども、同様に11ページの表でよろしいですか、104の11ページです。ここに作物生産効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果という形で効果額が書いてございます。これを先ほどの割引率等で計算していくわけなんですけれども、まず作物生産効果につきましては追加-4ページ、年効果額でお示ししてございますけれども、1,209万9,000円ですか、ここで入っております。

それから、営農経費節減効果につきましては、その次のページ、追加－5ページでございますけれども、年効果額として1億5,755万1,000円という年間の効果額を算定してございます。それと、維持管理費節減効果ということで86万円です。ちょっと額が小さいですけれども、こういった手法で算定していくということでございまして、これのそれぞれの額が追加－3ページですけれども、それぞれの年効果額が同じ額で入っております、最終的な便益額を出しています。事業費につきましては、先ほどの追加－2ページで算定しているということで、お示ししてある効果については、この表に入っております。

以上です。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

○田中委員 余り細かいことを言うと切りがないんであれなんですけれども、ちょっと教えてほしいんですけれども、例えば104の追加－6で事業なかりせば維持管理費というのは既往年経費、これはわかるんですけれども、事業ありせば維持管理費（計画年経費）、これはどういうふうにして算出されているのかということをお示しして教えてください。

○鈴木副課長 事業ありせば維持管理費というのは、整備後につくられた施設に対しての管理費がどれだけかかるかということで算定をしております、その差額を維持管理費の節減効果としてあらわしています。

○田中委員 これはあれですか、類似の過去の事例で、こういう水路を整備すれば、これくらいかかっているという、そういうものから決められている何かの数値があって、それを使っているということですか。

○鈴木副課長 実際の計算をして、こういう答えを出してございます。

○屋井会長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○田中委員 先ほどの101から103ですけれども、非常に細かい資料をつくっていただいで参考になるんですが、これは林野公共事業における事前評価マニュアルというものを使用されて計算されているということで、これはある程度使う数値には幅があるんですか、それとも大体こんな値を使いなさいみたいな感じになっているんでしょうか。

例えば、追加資料101－2で流出計数が事業前は0.55だったのが0.45になるという、どんと出てくるわけなんですけれども、こういうのは大体もう推奨値として、こういう値を

使いなさいという形になっているのでしょうか。

○山田主査 林野庁から示されたマニュアルがございまして、その標準値を使っております。

○屋井会長 街路とか道路とか、同じような道でもいろいろなことやりますけれども、特にそういうところから見ると、本当にうらやましいぐらいいろいろな項目がこんなになっているんですよ。だから、道路なんかもうちょっと工夫して、今の3項目だけじゃないようなことまで考えなければいけないんでしょうけれども、とにかくそれだけでもちろん効果もある、大変重要性の高い事業が当然ながらこの林道、森林の管理の道路にあるわけがございまして、それはそうとして、ただ評価委員会ということという102番みたいにB/Cだけで決める必要ないんじゃないかという意見も、私もそう思っているし、そういう方多いんですけれども、一方で必要条件の1つとしてちゃんと示すということも、この10年以上、すごくきっちりやってきているところだから、この1前後ぐらいのときには計測の精度からいうと0.9だろうと1.1だろうと、本当は余り変わらないような場合もあるんで、それよりもそういうときに、だけれどもこういう取り組みをしているんだ、こういう特色があるんだとか、特記事項があったりね。

それで、もちろん計測の技術として、これ以外にもあるんだという書き方もあるかもしれないけれども、ただ林道の場合はかなりいろいろな項目がもう既に入っていることもあって、従来の経緯からいって、これだけコスト縮減に努めているんだとか、計画の見直しをしてこういうふうな形に変えたんだとか、何かそんなたぐいのことがきっちりとアピールできるという気がするんですけれども、そういうことというのはこの1枚の表の中に余り十分には見えていないような気もするんですけれども。エクスキューズを書くということとちょっとニュアンスが違うかもしれないけれども、そのあたりどうでしょうか。

○古屋課長 確かに、会長さん言われたようにB/Cだけでやりますと、要するに決められた計算式で算出しますと、このように1.01というような大きな数字にならなくなってしまうという例もございまして。ここの場合には、特に人工林率、いわゆる人が植えたスギの木等が利用区域の中に割合が結構低いんです。この計算式を見ていただきますと、便益が上がるというのは、それらを森林管理道を入れることによって手入れができることによる便益とか、そういうのが人工林の場合に高くなっていくというのがございまして。それがここの八日見線の場合には広葉樹が大変多いので、こういうような計算上

はそういう形になってございます。

ただ、会長さん今言われたように、こういうような計算で出てこないような、例えばハイキングとか観光の利用、それから景観的な利用とか、そういう雰囲気的なものがあるのかなど、それをご指摘のように調書であらわしていないというのは確かでございますので、今後何らかの形でうまく表現できるように工夫してまいりたいと考えております。

○秋吉委員 B/Cのことでちょっと聞きたいことがありますんですけども、最近私聞いた話の中で大体3ぐらいが平均的だという話を聞いたことがあります、ここで見ますとほとんど今まで見た中では3という数字を見たのは非常に少なかったというふうな印象なんです。大体1.幾つというのが多いんですけども、3が平均的な数値だということを聞いたものですから、それとの関連で教えていただきたいのが1点です。

もう1点は、101が2.23で、ほかの同じような道路整備事業は1.03とか1.2とかという数字になっておりますので、ちょっとその内容につきまして、違いにつきまして教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○古屋課長 まず、B/Cの3が標準というのは、ちょっと私は認識しておらないんです。基本的には、ちょっと大胆な言い方をすれば、1を超えていれば、まず効果はあるとは基本的には思っております。全体がそうかというのは問題があるかと思えます。

それと、101の二子線について2.23と、管理道の中で比較的高い数字を示していますのは、1つ先ほどご説明の中でも申し上げましたとおり、ここは人工林の比率が高くなっております。例えば、101の13ページの上のほう、上から3行目ぐらいのところを利用区域面積というのがございます。針葉樹が540ha、広葉樹が270haで合計810と、いわゆる人が植えた針葉樹が割合が高くなってございます。先ほど申し上げましたように、針葉樹、人が植えた割合が高くなりますと、管理道を入れることによって手入れが進む、それから伐採等をして利用するときの効果が上がるということで、いわゆるBの部分です、効果が上がるという計算結果が出ますので、このように高い数字となってございます。

○秋吉委員 ありがとうございます。

○屋井会長 どうもありがとうございます。

○藤原委員 細かいことに対して云々ではなくて、今のB/Cのことが出ましたので、

私も道路のように都市の中の経済効果とか、そういったわかりやすいところと、林業とか農地、その辺はもっと大きな意味があるのかなのか、あると思っていますけれどもね。

それで、そういう意味では森林は随分今、CO₂の関係でこれだけの水源かん養とがありますけれども、これも本当のことを言うところだけでも、蒸発散のほうが多いのかとか、毎回言っていますけれども、それを定量化するのって難しいだろうと思う。

それに比べて、農地が余りにも、そういったものの評価がなくて、単なる業務用生産物だけで評価するのがちょっと気の毒だと思うんです。埼玉県は、平地の部分で、特に沖積低地が多いと、水田に本当は適している。だけれども、こういった日本国内の農業政策が水田をやめて、大豆とかに転換しろという中で、もっと大きな意味で県土保全という意味から水田の整備等をして頑張ってもらおうと、そういったことは本当は評価があつていいと思うんですけれども、森林のほうはそれが入っているけれども、まだ農業のほうは入っていないと。

だから、ここだけで今言う話じゃなくて、国全体でそういった評価が加わるべきではないかと思うけれども、それを評価するだつてまた難しいので、今一応の目安にはして、みんな1.1にしているんですけれども、無理やりしなくても、こういう工夫をしたとか、さっき会長さん言われたように、それでいいような気がするんです。どこへいっても、農林業は1.1で、もう何とかそこをクリアしなければならないという、もっと意味はあるんですから、ヒートアイランド現象緩和だとか、遊水池機能。だけれども、それだけにもし限ると、今度は遊水池機能だと思っていれば、排水を整備しますね。そうすると、中小河川に早く水が出てきちゃって、逆に県土に負荷を与えているんじゃないかと、逆に疑ってしまったりするんです。

そういう意味で、もうちょっと全体をどう見るのかとか、事業そのものはどういう工夫をしたのかということをはっきり発信していただければ、余りB/Cに、数値にやっても無理があるような気がしてならないと思っています。

以上です。

○船田課長　ご意見ということでありありがとうございます。

確かに、農水省のほ場整備事業は、産業的なものの効果ということで、効果額は先ほどの作物の生産あるいは維持管理を通じた、あるいはその部分の農業機械の運転時間がこれだけ少なくなりますといったような部分でしか出してございません。農水省も、

ほかの効果もつけ加えてもいいという話もありますが、農水省の基準というのがありますので、このようなやり方でやっております。

現実的に、先ほどの洪水防止効果は、この地区内においても畦畔を30cmから50cmとしますので、30cmの畦畔をつけるということになりますと、300mmの雨が降ったとしても、これは全部蓄えてしまうといったような大きな効果がございます。そういう効果はどうだろうかということで、仮に算定してみたらどうかといったような対応もしてみました。そうするとB/Cが3ぐらいになってしまうといったような経緯はあるんですけども、残念ながら効果額には入れておりません。

○藤原委員 入れちゃいけないという話もないわけでしょう。

○船田課長 はい。それは農水省との協議をすれば、その段階でまた対応がとれるということなんです。

○清水副部長 今の件について、追加させていただきますが、基本的には3、今言ったような数字は出せるんですが、こういう傾向がありますとは割とすぐに言えるんですが、これがそういうふうに社会的な皆さんからの検証に耐え得るかどうかという形になると、ちょっとまだそこまでは出し切れないというのが現状でございます。

なおかつ、今言ったような効果も、特に洪水の効果につきましては雨をためるということであれば、同じ費用なんですけど、実際発生する効果というのも場所によって変わります。当然、住宅の多いところは被害の防止効果が大きいとか、そういった評価もありますので、なかなか全国一律の数字ではいかない、県の基準において我々が地区ごとにはじかなければいけないということもございまして、なかなか皆さんに公表できるという数字まではちょっといかないんですけども、そのところは少しずつ努力しておりますので、いろいろとまたご指導いただける点がございましたら、またよろしくお願ひしたいと思っております。

○屋井会長 どうもありがとうございます。

いろいろご意見があると思いますが、私の申し上げた102に関しては、特にコスト縮減という努力をどう行ってきたか、特にこの5年間でも行ってきたかというあたりは、あるいはコストが増えることをどう増えたかとか、そういうことでもいいんですけども、そのあたりをもう少し書き込むと、今後進めるというふうにししか書いてないということなので、それはもちろんそういうふうを書くでしょうけれども、実績があれば、そういうことなんかはアピールする材料になるなど申し上げたんですけども、もち

ろんB/Cの議論は、まさに今の藤原先生のお話なんかもそうだし、これは農水だけじゃなくて全体的に言えるお話だと思いますけれども、それはそれとしてご意見としてということでありますので。

そういうことで、時間もなくなってきたんですけれども、今のこの農水の部分については、まずはこの評価委員会に対して、そして何より県民に対しての説明責任を果たすという必要条件の部分で、できるだけ可能な範囲だけれども、詳細な情報をわかりやすくというのか出していくという、これをまだ多少工夫の余地があるかもしれません。今年度については、ゼロからということをやっているんだと思いますから、よくできてきたと思いますけれども、また来年に向けてよりわかりやすい資料に心がけていただきたいと思います。

作物の件なんかも大変よかったですよ、資料出てきて。だからといって、資料が出たらすぐに文句ばかり出るかということでは決してなくて、多少説明する機会が増えてしまうという煩雑さはあるかもしれないけれども、それがどんどん出てくると、逆にだれも何も言わなくなってくるというのは普通によくあるんだし、透明性を確保しておくというのは決して悪いことではないと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

そんなところで、もしよろしければ大体こんな、今すぐに取りまとめるというわけはありませんが、意見は大体いただいたということで、以上で農林部関係の質疑及び対応方針に対する意見聴取については終わらせていただきたいと思います。

それでは、続けてでありますけれども、県土整備部案件のほうにいきます。県土整備部案件の201番から213番までの13案件について、これも今までの質疑等を踏まえて資料を出していただいていますから、簡潔にご説明のほうをお願いします。

○岩崎課長 道路街路課長の岩崎と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、番号201、それから、番号206から213までの道路改築事業6路線、街路整備事業3路線、合計9路線につきましてご説明をさせていただきます。

まず、番号201でございます。これは国庫補助事業の道路改築事業でございます。路線名は一般国道254号和光富士見バイパス、事業箇所は和光市、朝霞市、志木市、富士見市でございます。この事業につきましては、ご視察もいただきまして、朝霞大橋の架設状況などをご覧いただいたところでございます。事業採択年は昭和59年度で経過年数は25年でございます。平成15年度に再評価を実施いたしまして、5年が経過しての再評

価でございます。

本事業は、一般国道254号を始め、周辺道路の混雑緩和を図るとともに、東京外かく環状道路へのアクセス強化を図るバイパスとして整備を進めております。総事業費は600億円、事業期間は平成29年度まで、延長は6.85km、幅員36mから42mの4車線の道路でございます。

この事業につきましては、前回、平成15年度の再評価後に計画の変更を行っております。第1回の委員会では、評価後の変更につきましてご質問がございました。お手元の資料につきましては、第1回の委員会資料につけ加えまして、評価概要資料、ご覧いただいております様式3の中段のところに、前回の評価実施後に改定された計画の概要を追加記入させていただいております。その詳細につきましては、その裏のページでございますが、様式3の別紙ということで添付をさせていただきました。この概要でございます。様式3の中段にお戻りいただきたいと思っております。

計画変更の概要でございますけれども、事業着手から長期間が経過したということで、社会経済情勢の変化を踏まえて、地元の意見を聴取し、道路の基本構造を検討いたしました。平成19年度に事業主体を埼玉県といたしまして、車線数を6車線から4車線に変更をいたしております。これに伴いまして、総事業費も1,000億円から600億円に変更いたしました。

また現在、市街地を通過する志木市区間におきまして、市民の方や学識経験者で構成される協議会によりまして、車道部分以外の環境緩衝帯の構造検討を進めておるところでございます。今後、この協議会から提示される環境緩衝帯の整備モデルを踏まえまして、道路の都市計画変更並びに道路事業の変更認可を進めていく予定でございます。

事業の投資効果、B/Cにつきましては、前回4.83でございましたけれども、今回は3.26となっております。これにつきましては、車線数の変更に伴う時間短縮効果などの便益、それから事業費といった費用の変化などによるものでございます。

平成20年度末の事業進捗状況は、工区分けをしております第1期、第2期整備区間全体で59.4%の見込みでございますが、第1期整備区間でございます東京外かく環状道路から県道朝霞蕨線までの区間につきましては、平成21年度の供用開始を予定をいたしております。このバイパスにつきましては、県南西部地域の骨格をなす道路でございます。また、本県の幹線道路ネットワークを形成する上で不可欠な道路でございます。また、

接続いたします富士見川越有料道路が平成21年8月に無料開放される予定でございますので、交通需要の増加が予想されることから、この事業の必要性はますます高まっております。このため、対応方針案としましては継続とさせていただきます。

続きまして、番号206から210までの路線につきましてご説明をさせていただきます。この事業につきましては、国庫補助事業ではなくて、今年度から新たに再評価のご審議をいただきました県単独事業分の道路改築事業でございます。評価概要資料に基づきまして、第2回委員会での質疑を踏まえましてご説明をさせていただきます。

まず、206番をお願いしたいと思います。お手元の資料、インデックス206をお願いいたします。路線名はさいたま東村山線あたご工区、事業箇所は新座市でございます。

次のページの位置図をご覧くださいと思います。この路線は、さいたま市と東京都東村山市を結ぶ幹線道路でございます。幅員が18m、そのうちあたご工区は関越自動車道を跨ぎまして、都県境までの延長820mの区間でございます。この事業の整備区間は、通学路に指定されておりますが、非常に歩道が狭く、歩行者や自転車が車道通行せざるを得ない状況でございます。このため、道路を拡幅して両側に歩道を整備することによりまして、歩行者と自転車の安全確保と自動車交通の円滑化を図るものでございます。

第2回目の委員会でご質問がございまして、まず1つは、自転車歩行者道が設置されるのかということと、自転車と歩行者の明確な分離はしているかというご質問がございまして、歩道幅員4.5m、自転車歩行者道でございます。それから、この箇所では自転車と歩行者の明確な分離はしておりませんということで回答をさせていただいたところでございます。

それから、もう1点、この事業では歩道が設置され、歩行者の安全性が高まるにもかかわらず、B/Cにそれが反映されていないという状況がございまして、この事業のB/Cは1.21でございまして、事業の進捗状況は平成20年度末で87.6%の見込み、平成23年度の供用開始を目指しているところでございますが、そのB/Cに歩行者の安全性などの内容が反映されていないというご質問がございました。B/Cの算出につきましては、交通量の伸び、それから便益の原単位など、国のマニュアルも見直しを行っております。

しかしながら、歩道設置の便益につきましては、国の算出方法では計上されておられませんので、今後、国の動向なども踏まえまして、県の道路整備に合ったB/Cの算出方法などを研究してまいりたいと考えております。対応方針案は継続とさせていただきます。

ております。

続きまして、207をお願いいたします。207につきましては、路線名、一般国道140号末野工区、事業箇所は寄居町でございます。

次のページの位置図をご覧くださいと思います。この路線は、熊谷市から秩父市を経て、山梨県増穂町に至る国道でございます。事業区間は皆野寄居バイパスへの分岐点付近から秩父鉄道波久礼駅付近までの約2,270m、幅員が25mでございます。この区間は交通量が多く、朝夕の通勤時間帯や行楽時に慢性的な交通渋滞が発生しております。また、歩道がないということで、危険な箇所がございます。こうした状況を解消することによりまして、2車線の現道を4車線に拡幅し、あわせて自転車歩行者道を整備することによりまして、自動車交通の円滑化に加えて歩行者、自転車の安全確保を図るものでございます。本事業におけるB/Cは3.04、事業の進捗状況は平成20年度末で47.5%の見込みでございます。

この工区につきましては、前回の委員会で、隣接する皆野寄居バイパスの影響はB/Cの算出に反映しているのかというご質問がございました。この県単独事業のB/Cの算出につきましては簡便法、簡易な方法を用いておりまして、周辺道路の影響というのは考慮してございません。この箇所は現道拡幅でございまして、拡幅による影響のみをB/Cの算出に反映しているとお答えをさせていただきました。この箇所の対応方針案につきましては、継続とさせていただきます。

続きまして、208をお願いいたします。208につきましては、路線名、所沢堀兼狭山線の堀兼工区、事業箇所は所沢市、狭山市でございます。この路線でございますが、所沢市内の国道463号から圏央道狭山インターチェンジまでの区間の狭山・所沢両市街地におきまして慢性的な交通渋滞が発生しております。この交通渋滞を緩和するために、4車線のバイパス整備を行うものでございます。この整備によりまして、本事業のB/Cは4.51、事業の進捗状況は平成20年度末で74.9%の見込みでございます。北側760m区間につきましては、平成16年度に供用開始済みでございまして、残る区間も環境保護団体との調整を図りながら、平成24年度の供用開始を目指してございます。対応方針案は継続とさせていただきます。

次に、209番をお願いいたします。209番、路線名は練馬所沢線下安松工区、事業箇所は所沢市でございます。

次のページの位置図をご覧くださいと思います。東京都県境から所沢堀兼狭山線

を経て、圏央道狭山インターチェンジにアクセスする道路でございます。延長400m、幅員22mでございます。所沢市内の練馬所沢線は、交通量が非常に多いということで、慢性的な交通渋滞が発生しております。この改善を図るために、整備を行っていくものでございます。本事業のB/Cは3.89、事業の進捗状況は平成20年度末で65%の見込みでございます。対応方針案につきましては、継続とさせていただきます。

続きまして、210番をお願いいたします。路線名は、羽生外野栗橋線桑崎工区、事業箇所は羽生市でございます。

次のページの位置図をご覧くださいと思います。この路線は、羽生市の国道122号と栗橋町の国道4号を結ぶ幹線道路でございます。羽生市中心部、延長1,880m、幅員16mの道路でございます。本路線の現道は、羽生市中心部をほぼ東西に貫いておりまして、羽生駅直近に踏切がありますことから、朝夕を中心に慢性的な交通渋滞が発生しております。この改善を図るために、バイパスの整備を行っているところでございます。

本路線につきましては、前回の委員会の中で、平成25年度完了予定であるが、進捗率が19%であり、完了が延びることが予想される。完了が延びた場合にはB/Cが下がることになり、現在1.28のB/Cが1.0を下回ることになるのではないかとというご質問がございました。これにつきましては、本路線は現段階での事業進捗は低い状況でございますが、用地買収率は72.7%でございます。事業の選択と集中を進める中、重点路線として位置づけて整備を進めております。予定どおり平成25年度の完了の見込みとしておりますとのお答えをさせていただきます。この工区の対応方針案につきましては、継続とさせていただきます。

続きまして、211から213までの県単独事業分の街路整備事業についてご説明をさせていただきます。

まず、211でございます。路線名は都市計画道路府中清瀬線、事業箇所は新座市でございます。

次のページの位置図をご覧くださいと思います。この路線は、西武池袋線清瀬駅付近、都県境に位置する延長800m、幅員18mの道路で、西武池袋線の立体交差を含む事業でございます。東京都、埼玉県の都県境では、西武池袋線清瀬駅周辺の踏切や交差点などで慢性的な渋滞が発生しておりまして、この改善を図るため整備を進めているところでございます。

本事業のB/Cでございますが、前回の委員会におきましてB/C算出に際して前後区間の交通量按分に誤りがあるのではないかとのご指摘がございました。内容の確認を行いましたところ、交通量按分に誤りがございまして、正しい交通量按分でB/Cを算出いたしますと1.5という数字になります。お手元の資料につきましては、第2回委員会資料のB/C算出を1.85から1.5に修正をさせていただいております。よろしくお願ひしたいと思ひます。本事業の進捗状況は、平成20年度末で92.5%の見込みでございます。平成21年度には車道部を供用開始し、歩道、電線地中化工事を進めて平成23年度に全体の供用開始を予定しております。対応方針案につきましては、継続とさせていただきます。

続きまして、212番でございます。路線名は、都市計画道路飯能所沢線2工区、事業箇所は所沢市でございます。

次のページの位置図をご覧くださいと思ひます。この路線は、国道463号バイパスに接続し、東京都方面に向かう都市計画道路でございまして、延長965m、幅員25mの道路でございます。所沢市市街地部にございましては、やはり交通混雑が激しく、慢性的な交通渋滞が発生しております。この改善を図るため、4車線のバイパス整備を進めているところでございます。本事業のB/Cは3.16、事業の進捗状況は平成20年度末で88.8%の見込みでございます。対応方針案につきましては、継続とさせていただきます。

続きまして、番号213番をお願いいたします。路線名は都市計画道路環状中央通線、事業箇所は川口市でございます。

次のページの位置図をご覧くださいと思ひます。この路線は、JR川口駅周辺環状道路網の一部に位置づけられております延長320m、幅員18mの道路でございます。本路線は県道でありますけれども、現況幅員が狭い上、一方通行の規制がかかっている状況でございます。川口駅周辺環状道路網の一部に位置づけられておりますことから、本区間を整備いたしまして、駅を中心とした市街地交通の円滑化と慢性的な渋滞の解消などを図るものでございます。本事業のB/Cは1.27、事業の進捗状況は平成20年度末で71%の見込みでございます。対応方針案につきましては、継続とさせていただきます。

以上で、道路と街路の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。
○朝堀課長 続きまして、河川砂防課のほうから202から205について説明させていただきます。

きます。

まず、この202から205につきましては、1件が急傾斜地崩壊対策事業で、残りの3件が地すべり防止対策事業でございます。

まず、202から説明をさせていただきたいと思いますが、前回いただいたご意見で今回の関係につきましては事業費の増嵩、それからB/Cの変更というところがございましたので、それにつきまして中心に説明させていただきます。

まずは、202の根岸地区の急傾斜地崩壊対策事業でございますが、これは前回ご説明申し上げましたように、当初考えていた工法が現地調査をしますと、もう少し費用がかかる工法になりましたので、事業費が増嵩しているということで、何か計画変更を行ったとか、そういうことではございません。

それから、B/Cの算出根拠、前回つけてございませんでしたので、後ろのほうに前回の資料に加えまして、B/Cの算出根拠を示させていただいてございます。多分少し見てもなかなか急傾斜地崩壊対策事業というのは、川の治水事業とは違って、雨が降ったら大きく水位が上がるとか、そういう分かり易さがないので、ある程度決めが入ってまして、例えば急傾斜地の崩壊事業ですと、ただ雨が大量に降ると、崖崩れが起こって、土砂の崩壊の到達先が若干長くなるという全国のデータがございますので、そういうデータから10年に1回の雨が降った場合と50年に1回の雨が降った場合等々で年平均の便益を被害戸数等々から出しています。

それから、若干違うのは、特異なのは人的被害でございまして、これにつきましては全壊する家屋の数と、そこで亡くなられた方のデータをもとに、その相関式から何人亡くなるということで被害を算出してございまして、それを防止することで便益を算出しているところでございます。そういうことでB/Cを算出した結果が3.1となつてございまして、この事業、進捗率が事業費ベースで69.7、工事で69でございますので、用地は寄附によって確保してございますので、おおむね平成25年には完了する見込みでございます。対応方針案につきましては継続で考えてございます。

続きまして、203、地すべり対策事業の金崎でございます。金崎の地すべり対策事業でございますが、これも前回、口頭で説明させていただいた事業計画の変更の内容につきまして、資料を別紙で添付させていただいたところでございます。評価概要資料の203の次のページを開いていただきますと、15年度の再評価の時点では、この黄色の集水井を全部完成すれば地すべりは止まるのではないかというふうに考えてございまし

て、継続しながらずっとやってきたわけですが、この図面の中に左のほうに伸縮計と入っていますが、地すべりブロックがあり、上下2つに分かれているのですが、ここの伸縮計の値を15年以降ずっと見ていますが、圧縮傾向にございまして、下はとまりつつあるんですが、上が動いていると、上がずっと下に下がってきているので、ずっと圧縮傾向ということで、上をとめないとも危ないので上をとめに入ったということで、ここの事業費が増嵩しているということをございます。

それから、これによりましてCが増えているのですが、一方で当初の想定している地すべりブロックが大きくなりましたので、計算してみますと、荒川の対岸の公民館、それから中学校まで被害が及ぶということになりましたので、ここの公民館と中学校の被害防止便益をBに算入した結果といたしまして、 B/C が1.41になっているというところをございます。これにつきましては、平成30年度、まだちょっと長いのですが、事業費ベースで64.3%、用地74.2%で、現在のお金の入れ方、それから工事をやりながら集水井を1本掘るごとに土塊の動き方等々を見ながら事業を進めているので、30年ぐらいかかるというふうにございます。

続きまして、204の桜ヶ谷地区をございます。204をお開けいただきたいと思ひます。これにつきましても、事業計画を18年度に変更したという話を前回、口頭でさせていただいたんですが、その資料をつけさせていただいたのが204の概要資料の次のページをございます。これも同様にございまして、黄色の集水井を掘れば、とにかく地下水位は下がって、所定の安全率を確保できるというふうに見込んでございましたが、ここの傾斜計のデータと伸縮計のデータをご覧いただきますと、16年以降、雨の降り方にもよるのですが、毎月の月平均の傾斜計の動きが年を追うごとに大きくなってきているということから、地すべりブロック境のところに設置してあります伸縮計につきましても、ずっと圧縮傾向にあるということで、上をとめなければならないだろうというふうにございまして、18年度以降、19年度から上のほうに着手したところをございます。 B/C は下がってございますが、15年の評価時から、これは事業費が増大したためということをございます。

当地区につきましても、平成28年度の事業完了を予定してございまして、これも事業をやりながら地すべりの動きがとまれば、その場で終わってしまいたいというふうにございますが、今のところ現在の予算規模から考えて28年度を予定しているところをございます。

最後の205番でございます。中の沢の地すべりでございますが、これにつきましては総事業費が若干増えてございますが、これは以前設置した地下水排除施設の維持のために、若干更新をしたというところもございますので、これを費用に入れたということで増えてございます。

それから、B/Cにつきましては増えてございますが、これも評価概要資料の次のページをご覧ください。15年当時、どういう便益を算定していたかといいますと、評価概要資料の次のページでございますが、黄色い線の枠内の試算について見ていたんですが、この黄色い線は何かというと、地すべりブロックでございます。本来、この地すべりが動いたことによって、どこが影響されるかということを見るべきなんですが、当時の考え方については、私もちょっと調べ切れなかったんですが、これを適正に評価しますと赤い区域、ほぼ地すべり防止区域なんですが、この区域内の試算をBとして換算すべきだろうというふうに勘案いたしまして、B/Cを適正に見直したということで、B/Cが3.75になっているところでございます。これにつきましては、来年度、この土砂の動きを観測して、ある程度今おさまっていますので、来年度もおさまっていれば、それによって事業を完了させたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました案件、201から213についてご質問、ご意見等をいただいきたいと思っております。一応、説明の順番がありましたので、まず最初には道路、街路関係の案件のほうからにしましょうか、よろしく申し上げます。

いかがでしょうか。前回のさまざまなご意見に対して、それなりに対応していただいて、そこら辺のご説明もあったと思っております。

私から1点、207番についてというか、全体に共通はしているわけですがけれども、やはり用地問題というか、この市街地の中の道路というのはさまざまな原因があつて長い時間かかるわけですがけれども、特に今回も多くは、この用地交渉が難航していたというようなことがありまして、それは行政の立場と住んでおられる方の立場とそれぞれありますから、一概には言えませんが、B/Cがかなり高く、まさに多くの方が、特に渋滞等があるんでしょうね、そういうものを必要としていて、一方で既に19年かかっているわけですから、ほかのも16年、17年かかっていますので、ですから再々評価をするに当たってB/Cが高い、低いということは一面的な評価ではあるけれども、

高いからこそ、先ほどの3.0というのでいえば、3.0を超えているという事業にもかかわらず19年もかかっている、進捗、用地についてまだまだ十分でないという、そういうふうに評価をしろと言われていたわけだから、もし用地問題がいまだにあれば、その解決に向けた、余り個別具体的なことはきっちり書けないにしても、こういう取り組みを新たにやって短期間にぜひ供用していきますという、さらに誠実な対応でもあると思うけれどもね、反対されている方に対しては。でも、そういうことでもどんどん進めて、とにかくこれだけかかっていることを早く効果を発現するんだというあたりがちゃんと書かれるべきではないかなと思うんです。B/Cの低いほうについては、もっと頑張ってコスト下げますとか、便益を上げる工夫しますとかというのはあるわけですが、B/Cが高ければそれでいいかということそうではなくて、これは19年、多分これあと5年後の再々評価にかかるかもしれませんよね、そうならないようにやっていただきたいところではありますけれども。そのあたりを、どうも道路というのは当然かかっていたこともあるし、場合によっては大きな道路でそんなにお金がないから、そんなに急に一遍につくれないという事情もあったり、いろいろなケースはありますけれども、こういう時代ですからぜひ効果的、効率的な効果の発現に対しては、その取り組みをしますというメッセージをちゃんと県民に伝えていただけるような、そういう資料にしていきたいなと思うんです。ちょっと感想めいてしまって申し訳ないんですけども。

何かいかがでしょうか。

○秋吉委員 最後の205だったと思うんですけども、平成15年の再評価時よりも今回、面積を拡張して工事ということで、様式3の別紙にあるんですけども、図を見せていただいたんですけども、これはいろいろな自然状況というか、現象が変わっていくということがあり得るわけなんですけれども、これがもしもまたさらに拡大するようなことというのはあり得るんでしょうか。そこら辺クライシス状況のときの、どうするかということについて、ここでは考える必要があるのかなのかということについてお聞きしたいと思います。

○朝堀課長 河川砂防課でございます。

ここの赤いエリアは、基本的に今の地形から判断して、地すべりの土砂が到達するであろうというふうに想定される区域でございますので、地すべりが鎮静化して、その後にならない限り、この区域は終わりにはならないので、そういう意味では今の地すべり

地形からで、ここは必然的に決まってくるので、大きな変化はないのかなというふうには考えます。

○岩崎課長 先ほど屋井会長から、感想という部分もございましたが、私どもへのご意見に対するお答えをさせていただければと思っております。

一般国道140号の末野工区でございますけれども、これは延長が2.3kmと長い区間で工区取りをしておりますして、700m、800mで取るところと比べますと、3倍程度長いということで、用地交渉に確かに時間を要しております。それから、現道拡幅ということでございまして、店舗などの移転に大分時間を要したというところがございます。

そういう中で、会長おっしゃいますように整備効果をなるべく早く出すということから、平成12年度には2.3kmのうち400mを完成させて、平成16年度には県道の広木折原線の交差点部の300mも暫定的に整備をして完成をして、交通の安全性を高めたということもございまして、今後も買収のできたところからきちんと早期に整備効果を発現できるように、歩道部分だけでも供用開始するなどしてまいりたいと思います。書き方につきましても、適切に記入をさせていただきますように、これからで申し訳ございませんが、させていただければと思います。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかはいかがでしょうか。

○田中委員 私も、地すべりの現地を見せてもらって、ああいう対策が必要だということを見てきたわけですがけれども、集水井入れたことによって、これくらい水位を下げるのに役立っているというのは、何かデータをとられると思うんです。そういうのを何かこういう資料に入れて、要は地下水が高いままだと滑ってしまうので、急激に下げていると、何かわかりやすいデータ、もし入れられるといいんじゃないかなという気がします。

○朝堀課長 地下水の水位を入れようと思ったのですが、その年の雨の状況によって随分変動しておりますして、そこの雑音が非常に大きいので、必ずしもこの事業をやったから水位が、もうちょっと長い期間かけてずっと見ていくと、トレンド的に下がっていくのと、この程度の短期間では効果は明確にはグラフ等で見られませんでした。傾斜計の動きも見てみたのですが、やはり雨の影響等が非常に大きくて、まだそこの雑音が大きいので、もう少し時間をかけないと、そこは出せないのかなと思っております。

○屋井会長 私も、先ほど来のというのかな、この1-2の、前回に比べて今回はこれ

だけ広くしてやりましたねというのは、それはそういうちゃんと根拠があってやっておられることだから結構なんですけれども、それも説明責任や云々の関係からいうと、多少、一般の方というんでいうと、確かにそうだよねと言えるような何かがあったほうがいいかなと。この平面図というのは、比較的勾配なんかが、傾斜がわからないでしょう。だから、もう少し、確かにこれ下がってきて、落っこってくるよなど。だから危ないよな、痕跡あるねというのがわかる程度の情報なんかがあると、ああそうだよな、そこはここまであったのがここまで広げたのは、それはそうだよねというふうにわかってもらえそうなんです。この図面だけで見ると、どうもその辺が随分平らで何となくこう、ここまでくるのかよみたいなの、そういうふうな疑いを持たれてしまうのは残念だから、余計なことかもしれませんが、そこら辺の説明を必要に応じて増やすということは、ちょっと検討いただければと。

○朝堀課長 わかりました。よく検討させていただきます。

○屋井会長 ほかよろしいでしょうか。それでは、今ご説明いただきました県土整備部の事業、201番から213番までについてご意見等をいただきました。

それでは、以上でこの質疑及び対応方針に対する意見聴取を終了します。

時間が予定どおりに戻りましたので、ここで休憩を入れましょうか、どうしましょうか、入れますか。では、15時再開ということにします。よろしく申し上げます。

2時47分 休憩

3時04分 再開

○屋井会長 再開いたしますけれども、それで次に入る前にちょっともう一つ宿題が出ちゃいましたので、申し訳ない。終わったといいながら、これは205番かな、先ほどの範囲を広げたということがあったんですけれども、1枚目が評価概要資料ということで……

○藤原委員 203です。

○屋井会長 ああ、そうか203ね。それで、今から申し上げることは、どっちかという資料のまとめ方というか、書き方です。

前回の評価実施後に改定された計画の概要というのを今回から書いていただくんですけども、これはまさに申し上げたとおりのことを書いていただくべき場所なので、そこにB/Cの値だとか、そのB/Cの値が変化した根拠、これについて書く必要はあり

ません。それは、ぜひまた別の場所に適切に書いていただく。すなわち、この203の場合ですと、中学校、公民館を追加したためというのは、まさに計画変更時にそれを追加する必要があったから変更したということで、それをきっちりと説明していただければいいことなので、ここにB/C入れますと、よく知らない方がパッとこの文面見たときには、B/C大きくするために何か加えたんじゃないかという、そういう違う見方をしてしまう、誤った理解をされてしまう可能性がありますので、計画変更についてはぜひその根拠をきっちりと、必要性を書く。

一方は、それに伴って何か、具体的にいうと費用や便益が変わったとすれば、その根拠についても別途示していただくということにして、それをまとめて書かないようにしていただけますでしょうか、よろしく申し上げます。

それでは、早速次の都市整備部の案件の審議に入ります。

今度は、301番から311番までの11案件について、今までの質疑等を踏まえて簡潔にご説明をお願いします。

○松本課長 市街地整備課長の松本でございます。よろしく申し上げます。

初めに、ちょっとおわびさせていただきたいと思えます。資料につきまして、改めまして全地区総チェックをさせていただきました。その結果、B/Cの算定におきまして積算ミスですとか、積算の期間を間違えたなどということで、積算ミスが多数ございましたので、修正をさせていただきました。これらのミスは、こちらのチェックが甘かったということによるものでございまして、大変申し訳ございませんでした。おわび申し上げます。今後、このようなことのないよう、事前に十分チェックするとともに、職員を指導してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、301から順次ご説明させていただきます。着席して説明させていただきます。

インデックス301の1-1ページをご覧いただきたいと存じます。事業名は住宅市街地基盤整備事業、事業主体は桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合でございます。事業に対する取り組みや経過を示してほしいというご意見がございまして、中段の事業実施上の問題点とその対応というところで書かせていただいております。

まず、本地区は現在、地価下落に伴う保留地処分金収入の大幅な減収や移転補償費の増大により事業費の不足を招いております。その対応でございますが、現在、事業の抜本的見直しを行っております。見直し内容につきましては、現道を生かした道路計画に

変更して移転家屋を削減することや、事業費の確保策といたしまして再減歩及び地権者からの賦課金の徴収を検討しております。現在、組合の合意形成に努めておりまして、来年度にはこれらの事業の変更の手続を行う予定としております。

前回の評価後に改定された計画の概要ということで、経過10年でございますので、10年から6年ぐらいですか、平成16年10月には既に地価の下落による事業計画の変更ということで、新規にまちづくり交付金を導入し、保留地処分金も下げて、事業費も下げるという変更を行ってまいりましたけれども、現在、やはり地価の下落で事業費の不足を招いているというのが現状でございます。

それから、再評価項目の先ほど言いましたB/Cにつきましては、区画整理のほうのB/Cが1.27から1.24に訂正をさせていただいております。

それから、次のページに事業の経過ということで資料をつけさせていただいております。昨年の市街地整備基盤整備事業についての評価委員会のときでは、継続の決定をいただきまして、そのとき現在見直しを行っているというご説明をさせていただきまして、平成20年8月にとりあえず事業施行期間だけを3年間延長させていただいております。現在の取り組みにつきましては、先ほど言いましたように変更の事業の見直しを行っているというところでございます。

それから、1-3と1-4につきましては、B/Cの積算の考え方につきましてわかりやすくということでおつけさせていただきました。

それから、4-2ページをお開きいただきたいんですが、4-2ページのほうには周辺の道路の整備効果がわかる図面を提示していただきたいというご指摘がございましたので、添付をさせていただきました。実線で示しているのは整備済みの道路でございます。それから、破線で示したものがこれから整備をするものと、それから一応現段階における供用目標年度の表記をさせていただいております。この後の3地区についても、同様の資料を添付させていただいております。事業としては継続ということで、対応方針案を出させていただいております。

次に、事業番号302をご説明申し上げます。302の1-1ページをご覧いただきたいと存じます。

事業名は住宅市街地基盤整備事業、事業主体は桶川市坂田西特定土地区画整理組合でございます。中段の事業実施上の問題点とその対応でございます。本地区も、地価下落による保留地処分金の減収や家屋移転が多いことから、事業期間の長期化がさらなる事

業費の増加を招き、進捗が滞っておりました。その対応でございますが、平成19年3月に事業の抜本的な見直しを行いました。

次に、前回の評価実施後に改定されました計画の概要ですが、平成19年3月の事業の抜本的な見直しによりまして、再減歩によりまして新たな保留地を生み出しております。それから、道路計画を変更いたしまして、移転家屋を200戸以上削減して、約40億円の総事業費の縮減を行っております。

それから、再評価項目のB/Cでございますが、B/Cにつきましては1.90から1.93に、それから区画整理のB/Cは1.54から1.53に訂正をさせていただいております。

次のページが事業経過でございます。やはり平成19年1月29日の再評価のところで、現道を生かした道路計画の見直しに対して評価をいただいております。それに基づきまして、3月16日に事業計画の変更を行ったところでございます。

今後の取り組みとしては、平成25年度に都市計画道路の供用開始を目標としてやっているというところでございます。3番、4番につきましては同じものでございまして、4ページのほうに道路の整備状況をおつけさせていただきました。状況としては以上でございます。

次に、303をご説明申し上げます。1-1ページをご覧いただきたいと存じます。

事業名は土地区画整理事業、事業主体は和光市中央第二谷中土地区画整理組合でございます。中段の事業実施上の問題点とその対応でございます。本地区は、高低差が多いことによる移転補償費及び整地費の増大に加え、地価下落による保留地処分金や国庫補助金の減少により事業進捗に遅れが生じました。その対応でございますが、平成16年2月にまちづくり交付金の新規導入を図りました。それから、市の助成金の大幅な増額によりまして収支の改善を図っておりまして、現在は順調に進捗しております。

次に、前回の評価実施後に改定された計画の概要でございますが、平成16年2月に地形の高低差に対応するための移転工法の変更ですとか、擁壁の設置によりまして総事業費が約30億増加しております。それについては、先ほど言いましたようにまちづくり交付金、それから市の助成金ということで対応をしているところでございます。

それから、B/Cでございますが、街路B/Cは3.16から2.08に、区画整理B/Cは1.25から1.42に訂正させていただいております。

次が1-2に経過というふうになっております。平成15年12月に再評価ということで継続になっております。そのときには、11年が経過しており、残りの期間4年とすると

進捗が遅れているということで、そのときには事業の見直しを行っているというご説明をさせていただきまして、平成16年2月に見直しに伴う事業計画の変更を行って、現在は平成26年の換地処分を目指して事業の促進を図っているというところでございます。

それから、1-3、1-4は同じでございまして、4-2ページに道路の周辺の整備状況につきまして添付をさせていただいております。

次に、304でございます。304につきましては、事業名が土地区画整理事業、事業主体は上尾市大谷北部第二土地区画整理組合でございます。中段の事業実施上の問題点とその対応でございます。まず、本地区は建物が密集している箇所を有しており、権利者が多く、建物移転を順送りとしなければならないため、事業進捗が遅れておりました。その対応といたしまして、密集地の家屋移転を優先した結果、効率的に移転を進めることができました。現在は、この密集地区の家屋移転がおおむね完了いたしましたので、今後は順調に進捗する予定でございます。

それで、前回の評価実施後に改定された計画の概要でございますが、平成19年7月に計画変更を行っておりますが、総事業費の変動はございません。区画道路を権利者の意向に沿った線形に変更して事業の促進を図っているというところでございます。

1-2は、次のページでございますが、平成15年12月16日に土地区画整理事業の評価を受けまして継続ということでございます。このとき指摘は特になしですが、事業の見直しを行っているということでございます。平成16年3月に事業計画の変更を行いまして、事業費を約5億5,000万削減しております。それから、事務費、金利の見直しで9億5,000万円を削減してございます。それから、平成19年に区画道路を権利者の意向に沿った線形に変更をしております。今後の取り組みとしては、順調に事業を行いましたということで、今後さらにコスト縮減を反映した事業計画の見直しを行っていくというところでございます。

それから、1-3、1-4をつけさせていただきまして、4-2に周辺道路のネットワークを示した図面を添付してございます。

以上が市街地整備課に係る説明でございます。よろしくご審議をお願いいたします。○山口課長 下水道課長の山口でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。座らせていただきます。

それでは、流域下水道事業につきましてご説明を申し上げます。今回ご審議をいただきますのは、305から311までの7事業でございます。前回、評価概要資料の書き方につ

きましてご指導をいただきましたので、今回は大分修正をさせていただきます、修正をした箇所を中心に順次ご説明をさせていただきます。

まず、荒川左岸南部流域下水道事業の評価概要につきましてご説明を申し上げます。青のインデックスの305の1-1ページをお開きください。ここでは、事業実施上の問題点、あるいはコスト縮減代替案、こういったものを7流域とも追加記入をさせていただいております。また、その下の総事業費、進捗状況につきましては、おおむね前回と同様でございます。前回の委員会におきまして、事業計画の変更の経緯のご質問がございましたので、資料の追加を行いました。青のインデックスの305の1-2ページをお開きください。

今回ご審議をいただいております305から311の5事業につきましては、荒川流域別下水道整備総合計画を上位計画として整備を進めているところでございます。荒川が流入する東京湾につきまして、窒素、リンの水質環境基準の累計指定がされました。これを受けまして、東京湾流域別下水道整備総合計画に関する基本方針の見直しが行われました。平成9年の3月に検討委員会におきまして、東京湾に流入する許容汚濁負荷量が関係都県に配分され、埼玉県の目標値もこれで定められたわけでございます。このことから、5つの流域下水道事業の全体計画につきまして、平成14年に見直しを行いました。変更の概要につきましては、1-2ページの3、新旧計画の対比表のとおりでございます。この見直しに伴いまして、通常処理に加えて窒素、リンを除去するための高度処理を導入する必要が生じました。このため、施設規模も相当大きくなりまして、既存施設を高度処理化に対応する施設とすることから、建設費や維持管理費が増大しております。このため、建設費につきましては通常処理に比べまして、これまでの1.5倍程度となっております。また、費用便益と感度分析の算定につきましては、資料の追加を行いました。

次の1-3ページをご覧ください。下水道事業の費用便益の算定につきましては、下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)でございますが、こういったものによりまして算定を行っております。①の便益の内訳につきましては、周辺環境の改善効果、あるいは居住環境の改善効果、水質の保全効果、浸水の防除効果、残存価値などを見込んでおります。②の費用の内訳でございますが、建設費、用地費、維持管理費を見込んでおります。算定に当たりましては、事業着手からおおむね50年という非常に長い間かかる費用と、便益を現在価値に換算しまして、それぞれ合算して算定してお

ります。また、基準年度は平成19年度といたしまして、平成18年度までの値や実績値を用い、平成19年度以降の値は計画値を用いております。

次に、感度分析につきましても、下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）に基づきまして、施設耐用年数を変動させ、費用効果分析の結果を幅をもって示しております。費用に関する耐用年数を長くすることで総費用が安価となり、費用便益が高くなる上位ケースと便益に関する耐用年数を長くすることで総便益が安価となり、費用便益が低くなる下位ケースの2ケースについて検討しております。

事業の対応方針案でございますが、戻っていただきまして1-1ページ、評価概要資料をお開きください。今後、事業を進めるに当たりまして、高度処理への切りかえあるいは施設の老朽化に伴います改築更新が重要な課題となっております。運転管理の工夫あるいは段階的な高度処理の導入、アセットマネジメントの手法を取り入れることによりまして、適切な時期に改築更新を行う必要がございます。また、費用便益費の算定に係る追加資料につきましては、7カ所の流域にすべて同様な資料をつけさせていただいております。

続きまして、荒川左岸北部流域下水道事業の評価概要につきましてご説明申し上げます。インデックスの306の1-1ページをお開きいただきたいと思います。先ほどと同じように、事業名以下、総事業費あるいは進捗状況、これにつきましては前回と同様でございます。

事業の対応方針案でございますけれども、進捗率につきましては伸びが遅いものの、流入水量に合わせた段階的な整備を行っております。また、汚水の流入量の少ない処理区というものがございますけれども、ポンプ場を建設するかわりにマンホール内に小型の暫定ポンプを設置するなど、初期投資を抑えながら早期に普及率の向上に努めております。また、供用開始後長い期間が経過しておりますことから、適切な維持管理を行いながら事業の進捗を図る必要があるということでございます。これにつきましては、継続とさせていただきます。

続きまして、荒川右岸流域下水道の評価概要についてご説明を申し上げます。インデックス307の1-1ページをお開きいただきたいと思います。これも、先ほどと同様、事業名以下、総事業費だとか進捗状況、こういったものにつきましては前回と同様でございます。こちらの事業につきましては、前回、現地視察におきまして管理棟から水処理施設の整備状況と中央監視室におきまして運転管理の状況などを確認させていただいて

おります。事業の対応方針でございますが、事業の進捗によりまして普及率の伸びがやはり伸びていないというようなことございまして、この伸びる方策につきましては上流域の整備を積極的に進めるということが普及率の促進につながるというふうに思っております。そんなようなことで、費用効果分析を行った結果、非常に高い投資効果が確認されていることから、継続でぜひお願いしたいと思っております。

続きまして、中川流域下水道事業の評価概要でございます。308の1-1ページでございます。これも、先ほどと同様、事業の概要だとか、あるいは進捗状況、これにつきましては前回と同様でございます。これにつきましては、前回の委員会におきまして事業計画の変更の経緯についてご質問ございましたので、資料の追加を行わせていただきました。次のページの1-2ページをお開きいただきたいと思います。

今回のご審議をいただいております中川流域下水道事業と古利根川流域下水道事業の2事業につきましては、中川流域別下水道整備総合計画を上位計画として整備を進めているところでございます。荒川と同じく、中川が流入する東京湾につきまして、窒素、リンの水質環境基準の累計指定がされたことを受けまして、計画の見直しを平成14年度に行っております。変更の概要につきましては1-2ページの3、新旧計画の対比表のとおりでございます。事業の対応方針案でございますが、1ページに戻っていただきまして、308の1-1ページの評価概要資料をお開きいただきたいと思います。

この流域につきましては、非常に流域が広範囲に及ぶために、硫化水素等が発生し、管渠に非常に劣化が見受けられるというようなことから、今後適切な改築あるいは更新と、それから維持管理を行うという必要がございます。当事業の費用効果分析を行った結果、非常に高い投資効果が確認されたことから、継続とさせていただきます。

続きまして、古利根川流域下水道事業の評価概要につきましてご説明申し上げます。青のインデックスの309の1-1ページをお開きください。先ほどと同じく、事業名あるいは事業費、それから進捗状況、これにつきましては前回と同様でございます。事業の対応方針案でございますけれども、この処理場につきましては一部に合流区域がございます。処理場内に久喜市所有の雨水ポンプ室がございまして、集中豪雨時あるいは故障時におきましては浸水の危険性があるということから、ポンプの施設の改築あるいは維持管理、これを非常に適正に行っていく必要がございます。当事業につきましても、中川流域の河川並びに東京湾の水質環境基準達成に重要な役割を持つということから、生活環境の改善あるいは公衆衛生の向上に大きく寄与する事業でございますことから、

継続でよろしく願いをいたします。

続きまして、荒川上流流域下水道の評価概要につきましてご説明を申し上げます。310の1-1ページでございます。先ほど来申し上げましたように、事業概要だとか、あるいは進捗状況につきましては同様でございます。前回の委員会におきまして、本田技研工業の工場進出の関連の質問ございました。昨年12月に、本田技研工業の新規工場につきましては操業を延期するという発表がございました。しかしながら、中止ということではございませんので、早い時期に操業ができるということを期待をいたしまして、途中で既存の宅地の排水が取り込めるような整備計画を積極的に進めていきたいというふうに思っております。

事業の対応方針案でございますけれども、普及率につきましては全国平均から比べて非常に低いということから、積極的に普及啓発に取り組む必要がございます。当事業につきましては、水質環境基準の重要性、あるいは循環型社会における下水道の役割に対する理解を深めていただくということから、啓蒙をしっかりとやっていくというようなことで、荒川上流域の水質保全を図るということで、ぜひ継続でよろしく願いをいたします。

続きまして、市野川流域下水道事業の評価概要につきましてですが、311の1-1ページでございます。事業の対応方針案でございますが、これもまた普及率、全国平均から比べては低いということで、積極的に普及啓発に取り組むということと、先ほど来の流入水量に合わせてマンホールポンプなどを設置するということから、初期投資を抑えながら普及率の向上に努めていきたいというふうに思っております。この区域につきましても、地域の皆様方に下水道の役割に対する理解を深めていただくという啓蒙を積極的にやっていこうということから、ぜひ継続とさせていただきたいと思っております。

以上をもちまして、流域下水道事業に関する説明を終わらせていただきます。どうぞご審議をよろしく願いをいたします。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました資料でありますけれども、301番から311までであります。順番がありますので、やはり最初の区画整理等の事業、こちらのほうから先にご質問、ご意見等をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか、301番から。

○室久保委員 松本課長さんから冒頭にいろいろお話ありまして、よくわかりましたが、ただデータとして踏み込みが足らずでも、B/C等の変更が本当にあったとすれば、以

後ぜひ、我々は素人ではありますけれども、精緻な数値をお願いしたいと、先にお願いしておきます。

それから、例えば303であります。これと和光市の中央第二ですよ。これも資料が事業経過等、詳細な資料がいろいろついて、前回より相当よくわかるようになったというふうに思うんですが、例えば実施上の問題点のところ、言ってみれば高低差が多いことによる計画変更の数値が先ほど30億という話がございます、内訳としては移転補償費、整地費いろいろあるわけですが、移転補償費相当大きな金額で、工法の変更ということではあるんですけれども、我々からしますと高低差が大きいということで急にこうなっちゃったという説明はよくわかりません。だから、これはもう最初からわかってんじゃないのというように素人は思います。

したがって、もしこの辺を説明するんだとすれば、もう少し補足資料のところ、一般の方がもし閲覧したいというようなときは、そういうものがもう少しないとちょっと納得感ないのかなというような気がします。別に金額が大きいからということではないんだけど、何か目立ちますので、ちょっとその辺を今後お願いできたらというふうに思います。

○松本課長 高低差が結構多いということで、当初は道路の擁壁ですとか、そういったものについては見込んであるんですけれども、個々の宅地について高低差ができたときに、どうしても地権者の方々から擁壁をやってほしいとか、そういうこともあって、どうしても宅地の整地というか、造成の中の費用として膨らんでしまったというのが1点考えられます。

それから、曳家を再築にするというのも結構、資金が結局かかってまいりまして、区画整理で一番今やはりお金かかるのは移転補償費でございます、なるべく曳家としてやりたいということもありますけれども、なかなか事業実施の話の中では途中で道路がもうできてしまって曳けないですとか、事業の執行上の中で実際に当初見込んだものと比べると、再築のほうにいつてしまったというのが、ちょっと備考のほうに書いてありますけれども、変更しただけで理由が書いていないんですけれども、そういう面当初の見込みですと、もうちょっと曳いていけるだろうという想定ではあったと思うんですが、実際に先行的に道路を整備したりしますと、なかなか曳家も途中で家もできてしまったとか、そういうのもありまして難しくなってきたということで支出が上がってしまったということでございます。もうちょっと今後理由ですとか、そういった

ことにつきまして記入するようになりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○室久保委員 ありがとうございます。

要するに、工事ですから、大いにその辺がはっきり出ていると、また違うんだけれども、ただ高低差が多いことによるという、そういう表現だと「えっ？」という感じがしたということで、お話はよくわかりましたんですが。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

今の点は、まさに私もお聞きしていて気になった点ですので、口頭での説明はそれで結構ですが、まちづくり交付金なり、市の助成金なりを出しているということからいうと、それなりに説明できる材料は当然あると思いますので、そこら辺を必要に応じてこれも出していただくと結構ではないかと思います。

それから、1点目のほうもあれですか、今回みたいに算定の根拠をこうやって書いていただくと、そうすると我々もそれなりに見ている中で、あれこれどうかなということが言えるようになるんです。それから、私なんかの経験でも、非常に反対の方もいらっしゃるようなプロジェクトで、そういう方なんかがこれいつも見てくれて、あれこれ間違っているよなんて指摘していただけることもあったりして、それはもう無償でボランティアでチェックしてくれているわけですから、そういうこともあってね。だから、ぜひこういう計算の根拠になった数字なり、過程なりを公開していただいて、それで間違いをなくしていくというほうが行政のコストも減るし、結構じゃないかなと。大体出していただきつつあるかなとは思いますが、お願いします。

それに関して1点だけ、こんな細かいことをお聞きしてもいけないんだけど、地価関数が出てきませんでしょう。その地価関数みたいなものは、こういうものは、これはマニュアルどおりに、街路のほうはどうでしたか、マニュアルにもこの数字が入っているのを使っているんですか、あるいは埼玉県さんとして独自に関数の推定を行っているの。もちろん、あれですね、こういういわゆるヘドニックアプローチと言われますけれども、地価関数使う方式だから場所によって全然違うのでね、しかしこれ3大都市圏と書いてあるな、ということはやはりマニュアルどおりでこの式にしてるんですな、なるほどね。それはそれでわかりました。

そうすると、下に用途地域空欄とか、容積率空欄とか、こんなのはもともと要らないですな。これは、変数として候補になっていたけれども、実際にはパラメータ推計に加えていないということなんですね。だから、そういう書き方なんかも、ほんのちょっと

したことなただけけれども、知らない人を見ると混乱させたり、わからなくなったりするということもあるのでね、引き続き来年に向けて改善をいただきたいと思います。私は大体見ればわかるんだけれども、多分ほかの方見てもこれ、数字は並んでいるけれども、これどうやって組み合わせてどうやって数字出してやってるんだろうなど、しかも3大都市圏って何だこれはみたいなね。そういうこともいろいろありますので、課題もまだまだすべて解消されたというわけではありませんが、ぜひ引き続きわかりやすい資料づくりに努めてください。

○松本課長 数値関係につきましては、本当にこちらのほうのチェックが甘かったということで、大変申し訳なく思っております。今後、十分にチェックしまして、ちゃんとした資料で出せるようにしたいと思っております。

○田中委員 ちょっと細かいことではありますが、304の1-4を見ると事故減少便益がマイナスになっていて、つまり交通事故が増えるみたいな資料になっていて、土地区画整理事業をやると交通事故増えちゃうよみたいな、全体の便益から比べればもちろん小さいんであれなんですけれども、ほかを見ると必ずしも事故減少便益はマイナスになっていないんですけれども、ここだけちょっとマイナスになっている何か理由みたいなものがあるんでしょうか。

○小林主幹 この数字、根拠等、また後ほど説明したいと思います。すみません。

○秋吉委員 1つ教えていただきたいことがあるんですけれども、310ので7ページというところで、荒川上流流域下水道（費用）というところがあるんですけれども、これは実績値と計画値というのがありまして、これを見ておきますと費用の数値ですよ、これが何でしょうか、どういうふうには減少している中ですごく減少するときと、また増えているときとか、こちらから見るとよくわからない、どういう形でどういうことでそういうふうになったのかなというのがよくわからないものですから、例えば平成20、21、22の数字と、それから平成19と平成23ですね、24と、それからまた平成26は減っておりまして、27が増えて28、29は減って、30は増えているといった、こういうことがありまして、平成88とか89なんてもうずっとはるか遠くの話ではあるんですけれども、そこら辺も数字がどうしてこういう変化があるのだろうかということがわからないので、合計が645億というふうになっておりますので、やはりちゃんと計算してらして、根拠があって、そういった増減というのがあるんだと思うんですけれども、この増減の理由といたしますか、そこら辺のことをちょっと教えていただければありがたいんですけ

れども。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

はい、どうぞ。

○神山主幹 ただいまの質問ですけれども、流域下水道の費用について、年度にばらつきがあるということで、その根拠ということですが、実績値については実績額を計上させていただいていますが、計画値につきましては整備計画に基づいて、その整備する年度の事業費を計上させていただいているわけですけれども、その状況の中で流域下水道の建設につきましては流域関連市の整備に基づいて、処理場のほうの建設を進めていきます。水量に応じて進めていくんですけれども、施設を増設するときにはやはり何年かのサイクルといたしますか、そういう計画期間をもって建設を進めていくということで、建設する際にはちょうどその次に増設する施設の供用開始前は、やはり事業費が設備の工事等も含めると、膨らむということになります。

また、計画値におきましては、かなり整備年度といたしますか、期間がかかっているわけですけれども、これにつきましては関連市の整備に合わせた流域下水道の建設をしております、どうしてもそういう中で整合を図る中で期間が流域下水道の事業についても長くなるということですが。

そういった中で、既に設置した設備等は老朽化していきます。そういう中で、設置した設備等の改築更新、そういった費用も出てきますので、そういった施設の老朽化に伴いまして改築する費用をその年度について見込むということなものですから、何というんですか、平準的な事業費でなくて、ある程度波を打つ事業費を計上しているという状況でございます。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

もう既に、後半戦のほうにも入りましたので、そちらも結構なんですか、今のご質問に関連して、今の7ページ、8ページというのかな、便益なんかもすごい先のほうで54年なんていうのは非常に大きくなったりしますよね。こういうのというのは、多分いろいろな整備を進めていくときに、あるときに供用されたりして効果が発現されるということだと思うんですけれども、かなり長期でそういうことは考えられているから、便益が単調なカーブになっていないわけでしょう。それは説明をいただくとわかることなだけけれども、可能であれば1枚でもいいのでタイムラインがこうあって、どういうことが供用予定かみたいな、将来こんなことが行われる予定ですよという、それがもう

1枚くつつくと、それと対応して、将来、平成50年になったらこんな便益が出るんだなという、そういうことがわかるので、それは多分本当は費用が計上されているから、それとも対応しているわけですよ。そういうことで、簡単な1枚のポンチ絵というか、絵でも構わないので、そういうものをつけていただくと、非常にわかりやすくなると思います。よろしくお願いします。

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○藤原委員 質問を兼ねてです。とりあえず305かな、これは昭和41年からですね、もちろん下水道の管渠を延ばすことと終末処理を一体のものとして整備していくということは、管渠が延びたら終末処理も拡張しなければならない。だから、もうずるずる、ずるずるといかにざるを得ないということはわからないわけではないんですけども、やはりどの辺かで区切って、その事業がもし続いても、例えば10年ごとにチェックをするのであれば、10年ごとにどこまで管渠が延びて、終末処理施設はどの規模でとか、そういう整理というのはなされているのでしょうか。

何となくこれというのは、荒川流域の河川並びに、この目的というのは初期の目的ですか、今の目的ですか。流域の河川並びに東京湾の水質基準というのは、東京湾の水質基準が28年度までにそれを出して、計画を決めてとかというのは、2007年か6年くらいのことですよ。そして、河川の水質のことも言うようになったのは昭和45年くらいからですよ。だから、41年のときからこれがこういうことに照らしてやってきたとも思えないし、ですから最初はやはり居住空間の汚水処理なんだと、そこに加え、何年ぐらからはこういうことが求められるようになり、そして窒素、リンというものが今課題に上がっていると、そういうことをしないと41年と今と、平成、ことしは20年と一緒にくたに言及されていても、どこで区切って、どこでこの事業をどうやって、もちろんやっていらっしゃるの物すごくわかるんですけども、発展してきている様子とか、そういうことが一緒にくたに見えるんですけども。

だから、窒素、リンの問題は最近、東京湾のなんか。そういうことで、それはどの、荒川流域が全部それに引っかかってくるわけですから、そこは統一図って、何年の計画に基づき……

そして、この流総計画というのは、これは何年のものなんですか。ちょっとさっき言った東京湾から発令されたというか、流域ごとに決めろとってききましたよね、2008年になるとと思いますが、そのことを言っているんですか、その前からあったものなんです

ようか。

○山口課長 流総計画につきましては、荒川につきましては当初策定年次は49年でございます。

○藤原委員 昭和49年。

○山口課長 ええ、目標年次が平成2年ということ。

○藤原委員 じゃ、そういう早くからちゃんと計画的に……

○山口課長 ええ、そうですね。

○藤原委員 じゃ、それは私の……、45年の河川の水質のことからですよ。

○山口課長 はい。41年当初は、生活環境の改善というようなことですよ。

○藤原委員 そうですよ。だから、そういうところから始まって、どういうステップ踏んで、今こうなっていると。それは計画が後のものは、そこから始まってもいいんですけども、その辺がみんな一緒くたで、41年の事業がずるずるずるずるあったんでは、ちょっとやはり普通は意味が読み取れないという気がいたします。

○山口課長 前回、屋井会長さんからも、やはり下水道は長くかかってしまうというようなことで、ある程度張りをつけてというようなことがございましたことから、県としても平成16年に生活排水の処理構想という、これは都道府県構想、これは全国で構想立てておりますけれども、合併浄化槽だとか、農業集落排水、下水道、それから従来その団地で行われているコミュニティプラントだとか、こういったものをすべての県民が享受できるようにというようなことで、当時の財政状況と、それから人口の関係から各エリアを決めて、役割分担を進めてきています。それも、やはりこういった難しく、あるいは財政的に厳しい社会になってきますので、当時は非常に大きな計画区域で下水道を計画しておりました。この見直しも、来年から2年間かけて市町村と連携をしながら、あるいは水環境等、あるいは農業排水の農林部さんと協議しながら、本当のエリアを新たに定めていこうと、そうやって張りをついた整備計画にして、ある程度早い時期にこういった見込みをつけていこうというようなことで、来年から見直しをさせていただくというような予定でございます。

○藤原委員 やはりそういうふうにステップ踏んできているわけだから、41年からある程度は紹介してください。そうすると、どうやって整備してきて……。それでなかったら、この事業ってずっと終わり、いつまで、終止はどこで切っているんだろうと思いますよね。

以上です。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

課長さん、最後に言われたあたりをね、来年度以降かな、見直しを検討されるというあたりは特記事項か何かに入れられませんか、例えばね。だから、私も同じような印象を持ったわけですが、特に平成27年の目標年度ね、これ下水道は10年に1回の再評価になるわけですか、だから次かからないはずなんですよ。そうすると、このままでいくんだったら、もう次は終わっているぞということで今回この評価書を書かなければいけないんだけど、多分10年後もまだやってんじゃないかなと思うんですよ。そうすると、27年という目標年次に対しての何らかのコメントというか、今後に対する何らかのコメントが特記事項に入っているほうが、今の藤原先生のお話もそうだけれども、過去を見ながら今後どうするかというところあたりがね、これもまた県民の方って出てきちゃうけれども、一般の方が見てもそれなりに何をやっているのかが理解できるようなところあたりをコメントしていただけるとね。

○山口課長 これまでには、やはり生活環境の改善ということを目的に、普及促進の拡大を本当に力を入れてやってきたわけですが、74.5%県平均ということで70%も超えてきたということで、さらにこの計画も、先ほど来の都道府県構想の各役割分担の見直しをするとともに、やはりこれからちょっと建設は転換期にきているのかなという感じがします。これからは、維持管理だとか更新だとか、あるいはそういった管理マネジメントというんですか、そういうことがこれからは主体になってくるんだろうなというふうな感覚を持っております。そういったことで、計画を本当に詳細な計画に改めて、早くその発現ができるように、これからも進めていきたいなというふうに今は思っております。調書の中には、そういったコメントは入れさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○屋井会長 どうもありがとうございました。ほかいかがでしょうか。

○小林主幹 先ほどの交通事故便益、上尾だけマイナスになっているというご質問でございますが、上尾のところの304の4-2ページを見ていただきたいと思うんですが、大谷北部第二地区、こちらは道路のネットワークがかなり整備されるという状況でございます、交差点が大幅に増えてきます。そういったことで、ほかの便益を打ち消して、逆にこの交差点の影響が大きくてマイナスになってきているという状況がございます。

以上です。

○田中委員 わかりました。

要は、何かちょっとした工夫によって、交通事故便益をマイナスにならないようにすることはできないような利用計画であるということですね、交差点があるからどうしようもないということですね。

○小林主幹 ネットワークが多いということが、逆にマイナスになっているというような状況です。

○屋井会長 ほかはいかがでしょうか。もう大体よろしいですか。

膨大な資料を今日も勉強させていただきまして、我々としてはちょっと食べ過ぎというか、消化不良ぎみでもあるんですけども、ただ3回にわたって会議自体はやっていただいているわけですから、それなりにそれぞれの事業の重要性、必要性について、あるいは抱えている課題等についても、それなりの理解をしてきたところであります。

今、今日説明いただいた農林部の案件が101から104、4案件ございました。それから、県土整備部の201から213、これは13件。そして、今ご説明いただいた都市整備部の301から311の11案件、合計28案件ということでございますけれども、これに対しての県のほうの方針、これはすべて継続とするということでございます。継続か、あるいはそれに対する疑義があるかという点では、特に委員の私も含めて皆様からは、特に疑問等はないので、結論としては県の対応方針であるすべて継続を委員会としては了承したいというふうに考えておりますが、皆さんよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

ただ、さまざまな意見を今日も委員の先生方からいただいているわけでございまして、その多くはこういう厳しい時代であるし、しかも世界的にも厳しくなっている。だから、即効性等、効果も求められる反面、さらに事業の必要性等についての精査が重要になってくるわけでありまして。そういう中で、しかしこの費用対効果というか、この評価システムというのかな、再評価のこういう取り組み、全国でもう10年くらいやっているわけでありましてけれども、どちらかという国に倣ってというのか、国のマニュアルによってという、ある面でそれが楽なところでもあるし、そう言ってしまうと、国が決めたんだからと言っていけばいいところもあるんですけども、なかなかそれだけで済まないという時代にもなっているわけで、藤原先生も再三ご指摘いただいておりますけれども、私もやはりそう思います。さまざまな分野がありますけれども、それなり

に県の立場で、埼玉の立場でその独自性、あるいはその特徴を生かしたような計測と
いうのか説明の仕方、責任持って説明しなければいけないので、なかなか大変なこと
だと思いますけれども、そういうこともぜひ来年度以降、それぞれの部局で踏み込ん
でいただけるとありがたいと思います。

一例挙げれば、道路なんかは特にこの間も重要施策の見直しがありましたし、これ
からああいう厳しい3項目だけで測っていくというのだと、なかなか最低限で測って
いるという意味ではいいんですけれども、それだけで支えてということが難しいので、
各自治体それぞれ地方、地域、地域が独自に判断してやるべきということになってく
るのではないかと思いますので、そんなことはほかもあるでしょうから、ぜひそうい
うところについての検討も始めていただきたいと思います。

それから、再三、いわゆる説明責任というか、わかりやすさという点は毎回毎回、委
員の先生方から指摘していただいているんですが、それなりによくなっているんです
けれども、ただほかの部局で結構うまく整理しているのもあるのが、もっともっと見
ていただいて応用していただけるといいかなと。大体平均はそろっていますけれども、
今日も個々には申し上げませんが、これはわかりやすいなというのものもあるし、うーん、
もうちょっと工夫がいるなというものもありますので、ぜひそのあたりは引き続き願
いしたいと思います。

何か追加的に先生方からコメント、ご注意等ありますか、よろしいですか。

では、そういうことで改めて、今回の案件すべてについては継続の了承をしたとい
うことで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、本日の各委員の皆様からいただいた意見等につきましては、
今度取りまとめの文書をつくらなければいけないということもありますので、事務局と
相談しながら意見書を取りまとめますので、私にその件については一任をお願いできま
すかということなんですけれども、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、次の議事次第のほうでいうとその他に入ります。平成18年度から公共事業
の事後評価の試行実施について、当委員会に報告することになったわけでありまして、
お手元の資料、事後報告資料があると思います。その資料に基づいて、平成20年度の
報告、これをお願いします。これは農林部の報告事業である1001番案件についての報告
であります。それでは、よろしくをお願いします。

○船田課長 農村整備課長の船田でございます。

それでは、引き続きまして農林部の1001号の報告をさせていただきます。座らせていただいて説明させていただきます。

資料につきましては、インデックスの1001というのが入っておりますので、そこをご覧になってください。

その前に、この1001号の概要につきまして、資料3では場整備の概要をまとめた資料がついてございます。この部分につきましては、説明は省略させていただきます。資料4につきまして、早速入らせていただきます。

インデックスの1001のページをお開きください。

この地区は、画面にも出ておりますが、県営ほ場整備事業、庄和北部地区でございます。春日部市の北東部の旧庄和町に位置してございまして、平成14年度に事業は完了しまして5年経過した地区でございます。この地区は、水田単作地帯で農地の区画整理が行われていなかった地区で、ここの区画整理を含めた事業を行ったということでございます。区画整理が行われておりませんでしたので、用排水路等、土水路が多かったということでございまして、水の有効利用も図られていませんでした。また、排水不良もあったということでございます。それと、農道についても幅員が1.8m前後と狭くて曲がっていたということで、大型の農業機械等を入れる際には非常に障害になっていたということでございます。

こういった地区におきまして区画整理を行いまして、用排水路、道路の整備を行いまして、かつ区画整理ですので換地を行いまして、農地の集団化を行ったものです。この結果、区画が大きくなりますので、機械化を推進しまして労働生産性の向上、あるいは農業生産そのものの増大を図るということでございます。生産が上がれば、農業経営の安定化、これを目指すことができるということでございます。

下に事業の概要についてまとめてございます。事業費が31億7,730万、事業期間は先ほど申しました昭和62年から平成14年です。区画整理につきましては245ha、農道整備として約33km、用水路としまして32kmの整備、それと揚水機場で加圧しまして、パイプラインによって送水するというので、パイプライン工事を実施してございます。排水路につきましては22.4kmということです。暗渠排水につきましては約200haほど実施してございます。

続きまして、下の項目の事業効果の発現状況につきまして説明させていただきます。

まず、先ほどの農業生産の増加ということですがけれども、用排水路等が、分離されていなかったのが分離されたということです。それから、ほ場の工事等によって土が反転客土といたしますか、上下の土が入れかわるといったような状況がございまして、土質的にもほ場整備をやると若干よくなるということがありまして、米等の生産、ここにありますように461kgが527kgと114%の収量となっています。

それと、労働時間等の短縮でございますけれども、営農時間の短縮が図られてございます。1点目としましては、区画の拡大ということですがけれども、これにつきましては、約4,600筆ほどの細かい農地に細分されていたということでしたが合筆を行いまして1,373筆と、筆数にして4,600筆の30%になるという大幅な減少が生じますので、1枚当たりの区画が大きくなるということでございます。5 a が50 a と大きくなって、5反歩の農地ができるということです。

それから、この区画の拡大につきまして図面をご覧になっていただくと、6ページになります。画面のほうが見やすいかと思しますので、画面をご覧ください。

実施前の区画の状況でございます。これが実施後になりますと、区画が大きくなってございます。比較したのを見れば、こういった形ということでおわかりになるかと思えます。

それで、資料4-1ページ、先ほどの表に戻っていただければと思います。今、区画の関係が(2)の丸の1番目でございますけれども、丸の2番目としてパイプライン化ということが書いてございます。パイプライン化ということで、現場の水田に行って蛇口をひねれば済むということですので、従来のような堰板をかったりというような時間、水管理の時間がかなり短縮されているということです。

それから、農道につきましては、舗装あるいは道路が拡幅された関係で、大型機械を入れることができるようになったということです。画面をご覧ください。水稻の作業時間ですが、未整備、30 a 区画、1 ha区画ともすべて1 ha換算で書いてございます。現状では未整備の地区で26時間ぐらい耕地作業するのにかかるわけですがけれども、これが3反歩になりますと21時間ぐらいになります。1 ha区画になると、もっと11時間くらいまで落ちてまいります。庄和北部は一応5反歩ということで、特に細かいデータはとっていないんですけれども、傾向からすると中ほど、15時間程度の短縮になるのではないかとということでございます。

その大型機械の導入状況でございます。耕耘、田植え、刈り取り状況ということでご

ざいます。

たびたびで申し訳ないんですけれども、資料4-1ページに戻ってください。大きくなった農地なんですけれども、土地が大きくなっただけでは、それぞれの経営規模の改善がちょっと難しいということがございます。農家そのものの規模も大きくなっていかなくてはいけないということでございますので、この地区につきまして83haの農地が26人の農家に集積ということでございます。集積の状況の絵が出ておりますけれども、それぞれの地域、ピンクの色は、なかなか買い取りで土地のやりとりができないということがございますので、利用権を設定しまして集積を行った土地がこれだけあるということです。それから、利用権の設定、こういう土地を小作のかわりに使いますというのが利用権の設定なんですけれども、それでは難しいというところにつきまして、作業を単純に受委託、土地の所有あるいは貸借関係はそのままにしておきまして、作業の受委託をするという部分が青でございます。先ほどのピンクの利用権の設定ですけれども、この青とピンクが農家の、26人のお宅なんですけれども、その農家自体の規模拡大も図っているということでございます。この両方で、先ほどの農業機械の運転時間等を減少させていきます。区画だけですと、時間的には少なくなりますけれども、経営効率、水田等を増やしていったって、1軒当たりのもうけといいますか利益を、増やしていくということでございます。

こういった中で、資料の4-1ページ、再度お戻り願いたいと思います。こういう中での、地産地消といいますか、地元の生産物を地元で消費するというところで、こういった取り組みが行われております。四季を通じて、多彩な野菜等の栽培がされるようになってきているということです。栽培したものににつきまして、直売で売るということで直売所、平成16年度、近くに開設しておりますけれども、こういった直売所での販売も利用して収入を上げていっているということでございます。直売所の状況等が入ってございます。

それから、再度、資料4-1ページなんですけど、そういった地区におきまして新たな試みとしまして、(5)のところなんですけれども、農地の集積や適正な水管理、これが行われました関係で、もうちょっと付加価値を高めるといことはあるわけなんですけれども、ちょうどこの地区につきましては農地・水・環境保全向上対策ということで、これは農水省の交付金の事業なんですけれども、環境的な整備を行うところにつきまして交付金を出すということでございます。この地区におきましてはコシヒカリの特別栽培

米、こういったものに対して減農薬ですが、農薬を半分あるいは化学肥料を半分にすれば、エコファーマーに交付金を出しますという事業です。そういったものを取り入れまして付加価値をつけたお米を売っているというところでございます。これが農地・水・環境保全向上対策による対策で、エコファーマーのマークがありますけれども、この農地・水・環境保全向上対策、先ほどの減化学肥料等を行う場合にエコファーマーの指定も受けなくてははいけませんので、これは農水省の基準で入っています。こういった指定を設けまして事業対応をしているということでございます。画面につきましては、販売状況ということですが。

たびたびで申し訳ないんですけども、資料につきましては4-2ページということでございます。そういった新たな試みも行われておりますけれども、その中で管理につきましては道路は市、それから用排水路は庄和北部土地改良区ということで管理してございます。

それと、そういった事業による環境の変化なんですけれども、ほ場整備をやるとほとんど遊休農地、不耕作地はなくなるんですが、ここの地区につきましてもほとんど不耕作地は出ていないということです。

それで、先ほどの農地・水・環境保全向上対策事業、不耕作地が仮に出てしまった場合に、環境用植物等を植えて対応できる、あるいは畔に環境用植物等も植えられるということで、そういった対応もとってございます。写真がその状況なんですけれども、農地・水・環境保全向上対策で道路の草刈り、集落で行う草刈りの準備ということです。あるいはコスモスの植栽ということです。集落単位でこういう環境的な対応もできるということでございます。

以上がおおむねの対応でございまして、最後に資料の4-2ページに戻ってください。今後の課題ということでございます。効率的な土地利用型農業、これをやるためにほ場整備をやっているわけです。先ほど担い手の話が出ましたけれども、担い手への農地の集積、これを引き続き調整してまいりまして、もっと大きな農家にしていくということでございます。

また、先ほどの環境対策、農地・水・環境保全向上対策によりまして、地域全体の環境の向上を図っていくということでございます。

最後に、事後評価の結果ですけども、先ほどの農作業の時間短縮、こういったものが図られる関係で、この土地につきましては作物が増えてきていると。そういったこと

で、多彩な作物の栽培が可能になったということで評価を受けているということでございます。

また、認定農業者が9名ほど育成されまして、農業がさらに発展しているということ。それと、農産物直売所などを活用した地産地消の取り組みを通じまして、地域振興が図られているということで、地域におきましても、地元でも高い評価を受けてございます。

それで、事後評価につきましてB/Cの数値を示してございません。前回のときの事後評価についてもB/Cの数値を出しておけばというようなご指摘も受けましたので、試算なんですけれども、この地区で試算をしてございます。やはりほ場整備につきましては、余り高い値が出ないですが1.07となっております。ちなみに、先ほどの平成14年の完了時点では1.05という結果でございまして、ぎりぎり1.0をクリアしているという数値でございます。

以上で、庄和北部地区の報告を終わらせていただきます。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

以上で農林部からの報告が終了しました。続けて、県土整備部案件の報告もあるようですので、それをお受けしてからあわせて質疑応答をしたいと思います。よろしく願いします。

○岩崎課長 それでは、一般国道407号東松山バイパスの事後評価につきましてご説明をさせていただきます。お手元の資料は資料2の2001番でございます。あわせて、スクリーンをご覧いただきたいと思います。

国道407号は、県北部から県西部を南北方向に通過し、関越自動車道や圏央道、国道17号、16号などと連絡する主要な幹線道路でございます。東松山周辺でございますけれども、この国道407号の旧道は、東松山市の中心市街地や東武東上線高坂駅周辺の市街地を通過している2車線の道路でございます。旧道の東側には4車線道路が既に整備されております。

東松山バイパスは、赤い線で示しましたように、緑色で示した県道東松山鴻巣線を連絡しながら、東松山市街地を東側に迂回する道路でございます。事業の目的につきましては、交通渋滞の解消、円滑な交通ネットワークの形成、歩行者、自転車の安全確保等でございます。

事業内容でございますが、総事業費は98億円、事業期間は昭和58年度から平成18年度

までの24年間でございます。バイパスの区間につきましては、東松山市下野本から坂戸市片柳地内まで、延長4.8km、幅員23.5m、車線数は計画4車線のところ、南側の終点付近の0.8kmにつきましては4車線で整備いたしまして、残りの区間の約4kmにつきましては、暫定的に2車線で整備をいたしております。整備につきましては、平成4年3月に終点側の坂戸市片柳から県道岩殿観音南戸守線までの2.1kmを供用開始いたしまして、平成12年5月に起点側の東松山市下野本、旧国道254号から県道小八林久保田下青鳥線までの約1kmを供用開始をいたしました。

最後に、赤の実線部分、延長1.7kmの区間につきましては、平成19年3月に供用開始をいたしまして、全区間の事業が完了したところでございます。

事後評価の結果についてご説明をさせていただきます。バイパス開通前後の交通状況調査ですが、開通前が平成19年3月、開通後は平成19年6月から8月の間に実施をいたしております。調査項目は旅行速度と交通量をそれぞれバイパスと旧道で、交差点における渋滞長と通過時間は高坂4丁目交差点と消防署南交差点で行っております。さらに、高坂駅北交差点から関越自動車道東松山インターチェンジまでのアクセス性の検証も行ったところでございます。

事業効果の発現状況でございますが、まず、バイパス整備によります旅行時間の変化に関する調査結果でございます。起点を東松山市東平地内の東平交差点、終点を東松山市毛塚地内の高坂橋北交差点とした区間につきましては、バイパス開通前に旧道を走行した場合と開通後にバイパスを走行した場合で、それぞれ比較をいたしました。その結果、東平交差点から高坂橋北交差点までの区間の旅行時間が平日で約30分から17分に短縮し、13分近い短縮効果があらわれております。また、休日では約36分から14分に短縮し、22分近い短縮効果があらわれております。

次に、旧道における交通量でございますが、昼間12時間当たり開通前は1万3,851台、開通後は1万1,193台となりまして、全体で2,658台減少しております。

なお、開通後のバイパスの交通量は9,106台でございます。

続きまして、旧道の交差点における調査結果でございます。

まず、高坂4丁目交差点における渋滞長及び通過時間の変化でございますが、熊谷方面から坂戸方面に向かう車線では、開通前では最大渋滞長100m、最大通過時間40秒でしたけれども、開通後は最大渋滞長10m、最大通過時間6秒と90m減少、34秒短縮いたしております。また、坂戸方面から熊谷方面に向かう車線でも同様に、最大渋滞長が

140m減少、最大通過時間が48秒短縮しております。

次に、消防署南交差点における渋滞長と通過時間の変化でございますが、熊谷方面から坂戸方面に向かう車線では最大渋滞長が130m減少、最大通過時間が41秒短縮、また逆の坂戸方面から熊谷方面に向かう車線では最大渋滞長が300m減少いたしまして、最大通過時間が2分6秒短縮いたしております。

続きまして、高坂橋北交差点から関越自動車道東松山インターチェンジまでのアクセス性の検証結果でございます。昼間12時間の平均ではバイパス開通前に旧道を走行した場合、通過時間が13分10秒、旅行速度が約28kmでございましたけれども、開通後に通過時間は約11分40秒、旅行速度が約34kmとなりまして、開通前後で通過時間が1分30秒短縮し、旅行速度が6km向上しております。また、朝夕のピーク時の平均では、通過時間は約2分5秒短縮し、旅行速度が約7km向上しております。

続きまして、効果分析の要因の変化でございます。費用対効果（B/C）につきましては、平成15年度の再評価の際に算出した値と比較をいたしております。全体事業費につきましては、前回の再評価で約99億円としておりましたが、平成18年度に暫定2車線で完了した段階では約98億円でございます。また、供用年度につきましては、前回の再評価では平成19年度としておりましたが、平成18年度に暫定2車線で供用しております。今後、4車線化に必要な残事業費約15億円を加えまして、総事業費は113億となります。また、4車線化の完了年度を平成25年度といたしまして、前回の再評価ではB/Cが2.92に対しまして、今回の事後評価では2.02となっております。

続きまして、事業実施による環境の変化でございますが、バイパス開通前後の交通状況調査から、二酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の発生量を算出した結果、約24%から26%削減されるということで、旧道の沿道における生活環境の改善が図られたものと推測いたしております。

また、旧道の交通渋滞が大幅に緩和いたしましたことにより、沿線にあります東松山消防署、警察署などの緊急車両が迅速に出動できるようになり、地域の安心・安全度が向上したものと考えております。

続きまして、社会経済情勢の変化でございますが、新東松山橋の南側の地域では、高坂駅東口第二特定土地区画整理事業によりまして、住宅や商業業務系の土地利用転換など、新たなまちづくりが進んでおります。また、事業区間の起点側の延伸先では、県道東松山鴻巣線のバイパス事業が実施中でございまして、東松山市内の交通の円滑化がさ

らに進むものと考えております。

今後の事後評価の必要性でございますが、このたびの事後評価で旅行時間の短縮や旧道の交通渋滞の緩和など、一定の事業効果を確認できたものと考えております。今後、4車線化が完了した時点で、国の規定に照らし、必要に応じ、事業評価を行ってまいります。

以上でございます。

○朝堀課長 それでは、続きまして、河川砂防課のほうから総合治水対策特定河川事業、1級河川黒目川の改修事業につきまして事後評価の報告をさせていただきます。このスクリーンのほうをご覧くださいと思います。

黒目川の位置でございますが、東京都小平市を起点にして朝霞で新河岸川に合流する全長14.48kmで、そのうち当県が管理している区間が合流点から上流の10.67kmということでございます。

黒目川の周辺は、市街地が昭和53年から平成18年までの間で1,360haから1,639haへと宅地化が進んでおりまして、流出率が上がっているため、水害が頻発していた地域でございます。宅地化されなければ、この地域は台地の上なので、畑等から降雨が大地にしみ込むのですが、それが都市化されることによってしみ込まずに一気に川に出てきて、川の流量が増大して水害が発生しやすくなるというようなこととなります。

そういうこともありまして、昭和57年9月の台風18号では1,370戸の浸水家屋がございました。下が新座市の状況の写真ですが、非常にひどい浸水被害が発生したということでございます。そんな状況で、事業内容でございますが、今回の事後評価をやろうとしているのは、新河岸川の合流点から上流に4.4kmにつきまして掘削工、築堤工、護岸工、それから橋梁の架換え等々を行ったものでございまして、総事業費は約57億円ということでございます。

ここの事業の売りは、この横断図を見ていただければわかりますが、今まではずっと川幅を爆発的に広げて洪水を流してきたというのが大体の改修なのですが、川というのは、洪水のとき運ばれる土砂で形が決まってしまうのですが、川幅を大幅に広げても、すぐに土砂が堆積してしまい、雑草が生い茂ってしまう川は多数あると思うのですが、そういった改修ではなく、当時の断面形状をそのままスライドダウンしたような改修で河積を広げて、こうすると洪水時に流れる土砂を流す能力がほとんど変わらないので、河道の維持が非常に容易になるというメリットがございます。したがって、

環境の変化も非常に少なく、環境がすぐに回復するというところでございます。

事後評価の結果なのですが、治水安全度の向上ということで、絶対同じ形の雨は降らないので、本当はシミュレーションすればいいんですが、シミュレーションはなかなか金がかかるので、同程度の雨を改修前後で探してみました。黒目川は、雨が降ってから流量が川に出てくるまでどれくらい時間がかかるかということ、大体1時間ぐらいですので、1時間の雨量が同程度の雨と、総雨量が同程度の雨があるかということで探しました。平成3年と、全体の改修は終わっておりませんが、改修率でいうと84.5%で概ね終わっているときの平成16年と比べてみました。平成3年の9月は浸水戸数が319戸あったのに対して、16年はもう21戸まで減少しており、浸水面積が40.4haが0.3haに減っているということで、効果は非常に上がっているのかなというふうに感じられます。

先ほど言いましたように、そのまま河床の形をスライドダウンしますので、非常に環境の回復も早くて、例えば砂州が同じような場所に形成されていることがおわかりになるかと思えます。

昔から、黒目川は非常にきれいな川なので、住民の皆様方には非常によく使っていたのですが、特に桜並木が後ろに見えると思いますが、これが改修によって保全したということもございまして、非常に賑わいを見せている川でございます。地域の皆様にも、非常によく使っていただいて、ありがたいなと思ってございます。

そのような状況でございまして、今後の事業評価の必要性等々につきましては、今のところ事業の効果が出ており、環境も速やかに回復しておりますので、再度事業評価を行う必要はないというふうには考えてございます。改善措置につきましても今のところ、特段問題はないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

予定の時間ちょっと超過をしております、大変恐縮ですけれども、今の事後評価の案件については、丁寧にご説明もいただきました。

それでは、ここで両方に、農林部と、それから県土整備部の案件ですけれども、ご意見、ご質問をいただきたいので、いかがでしょうか。

○田中委員 河川のほうなんですけれども、数値シミュレーションをせずに比較すると、なかなか難しいと思うんですが、平成3年と平成16年を比較すれば、確かに同じよう

な雨で同じ時間雨量で浸水被害減ったということなんですけれども、平成8年が非常に似たような雨で、時間雨量も同じような230mmぐらいで、総雨量ですね、総雨量227mm、最大時間雨量も同じような感じで、そのときは被害が出ていないと。それで、もちろん難しいんで、平成3年が非常に最大時間雨量付近でかなり集中して降っているんで被害が出て、一番厳しい雨だったんだらうと。それと、要は一番厳しい雨と平成16年を今ちょっと比較したような感じで、そうすると平成8年は何か似ているんだけど、要は平成16年は平成3年と平成8年と比べて、恐らくその中間ぐらいにあるんだらうとは思いますが、一般の人が見たときにわざわざ厳しいほうと比較して効果があるように見えないかなとちょっとあれなんです。ですから、平成8年と比べてみて、逆に平成8年は被害が出ていないけれども、平成16年は被害が出ているということで、何かこの3つの出水の特性なり、何かそのあたり説明できる必要があるのかなと。

○朝堀課長 おっしゃられるとおりだと思います。

平成8年も、ハイエトグラフは確認したんですが、10ページでご覧いただいているようなまとまった雨になっていなかったという記憶がございますので、そこは以後気をつけます。こういうことがあれば、そのハイエトグラフもあわせて載せるようにいたします。

○秋吉委員 私は、1001の県営ほ場整備事業についてちょっとお聞きしたいなと思っておりまして、ここで認定農業者というのがありますよね、何か9名とか。それから、地産地消への取り組みというところの説明なんか見ますと、かなり数字ではあらわしていませんけれども、これも含めてB/Cの効果が数値は高いのでは、はかることができると話なんですけれども、高いのではないだろうかと思っておりますが、この認定農業者が9名というのは、これは当初どの程度いたのか、あるいはいなかったのが9名になったのかとか、担い手が増大しているとか、そこら辺のことを教えていただきたいなと思ったのと。

それから、地産地消への取り組みの中に、これは評価地区別資料というところに出ておりますけれども、そこで本地区内の農家20人が参加しとなっておりますけれども、出荷する農家91人のうち本地区での農家は20人が参加しておりますけれども、これはこの地区内の地産地消への取り組みというのは何というんでしょうか、効果を他の地域も巻き込んだような形で、あるいは参加が拡大したとか、そういったような広がりがあったのかなというのがちょっと気になりましたのと、あったら教えていただきたいので、

そういう効果があれば、それも評価できるのではないだろうかというふうに思っております。

先ほど、埼玉県のお米の品種改良で、彩のかがやきでしたっけ、そのお話をお聞きしましたんですけども、私どもも去年それをいただいて、おいしく試食させていただいたという記憶があります。そういうことを、もしもこの中でそれがありましたら、そういうことも明記なさるといいのではないだろうかというふうに感じました。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

○秋吉委員 幾つか、先ほど最初に質問したことについてお答えいただければ、ありがたいんですけども。

○船田課長 まず、認定農業者なんですけれども、ちょうどこの制度ができたのが平成4年、事業が開始された年度なものですから、この地区としては認定農業者としての登録はしてございません。ほかのほ場整備につきましては、逆にこの認定農業者を増やすというのが事業の要因になっていまして、それでやっているということでございます。この地区について、ほかの地区との比較もありますので、認定農業者がどのくらいいるんだろうということで、認定農業者は3.5ha以上の農地の集約ある方を認定農業者としますので、この地区で拾い出してみると9人ということでございます。

それから、地産地消の取り組みなんですけれども、直売所につきましては、その地域の農家の方、ほかの地域の方も出てきますので、この地区の農家の方を拾ってみると、20名ということですが、ただ、農業的には、先ほどのナスだとか、いろいろなものを出荷しています。トマト、キュウリ、こういうものが出ていますので、そういったものを持って行って直売をしています。市場経費とかかかりませんので、その分がやはり効果としては上がってくるんですけども、それについては効果算定には特に入れていませんので、こういう形になっているということです。評価の中には文章では入れてあるんですけども、なかなか数値では上がっていないということでございます。

彩のかがやきなんですけれども、この地域は早稲米地帯なものですから、コシヒカリを作っています。彩のかがやきは、5月の末からの作付に適している品種ですから、同じような味があるコシヒカリがこの地区は重点になっております。水の関係もありまして、どうしても早稲米で周りに水が入ってしまいますと刈取時等課題があり、なかなか彩のかがやきに向けられないということです。味が同じようなものですから、コシヒカリで進めているということです。

○屋井会長 どうもありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。

○田中委員 2001のほうなんですけれども、非常に効果があるデータを見せてもらって、実際に効果があるのはよくわかるんですけれども、計画のときに時間が短縮される便益って非常に大きいわけですよ。あのときに推定していた値とか、それでベネフィットが出てきているわけですから、何かそういうものと比較してみて推定していた値よりも実は効果があったと、あるいは効果がなかったみたいな比較がされると、もっといいのかななんていう気がしたんですけれども、そういうのは比較されていますでしょうか。

○岩崎課長 この道路のバイパスなんですけれども、4車線の計画で今回暫定の2車線ということで完成しておりますので、今後、先ほど申し上げましたように4車線で完了したときに、そういう効果について少し検証したいと思っています。

○屋井会長 どうもありがとうございます。

一応、B/Cのようなものは開通後の実績を踏まえて再計算しているという、こういう理解をしてよろしいですね。そこには、実績は反映はそういう意味ではされていると、効果の部分がねということでしょう。ただ、詳細は余りわかりませんが、そんなことですね。

私も1点、農林部のほうに5ページがありまして、非常にわかりやすい時間短縮が達成できるというグラフがあるんですけれども、簡単な質問なんですけれども、今回の対象地域で実際にどのくらいの時間短縮が起こったかというか、実現できたかという、こういう数字というのはとるのは難しいんですか。たまたまここにあるのは近隣地区の計測データと書いてあるんですけれども、もしこういうものがとれるのであれば、そういうものを難しいかもしれないけれども、とれるのであれば、まさにそれがその地区で実現できた時間の短縮なわけだから、非常に説得力のあるデータになると思いますので、可能であればそういうことを検討、今後はしていただけるといいと思います。お答えは何か。

○船田課長 現況と整備後の両方が要るものですから、現況をとっている地区を使っているということです。これは先ほど再評価に出ました種足野通川地区です。ここに付きましては5haまで大きくしているものですから、これに注視して、この地区は中間的なものとしてとりました。ですからこの地区については直接のデータということはないということです。

○屋井会長 ないのはわかっているんでね。

大体、この直線のこのあたりだろうなというふうに推定になっているんだけど、それってとるのが難しいのかどうかで、私は近隣地区でとれているんだったら、ここでもとれるんじゃないかなと。しかも、今年事後評価やるぞと、みんなちゃんと計測しておいてくれよと、そういうふうには、おー、あったということで、この事業が効果的な事業であればこそ、そういうデータを一緒になって地区の皆さんとっていただいたほうが今後のいろいろな事業にもつながってくるだろうし、効果計測の基礎的データつくる上でも活用ができるかもしれないし、そういうことを申し上げるので、コメントとしてお受けいただければ結構です。

○船田課長　そういうことはありますので、今後は注意してまいります。

○屋井会長　どうもありがとうございます。

県土整備部さんのほうは、そういう意味でいうと事後的なデータをかなりきっちりとりとされていますので、大変結構だと思うんですけども、ちょっと質問はこういう事後評価、県として試行的にやっておられるということだけれども、この結果をどういう形で、どういう形式で公表というかな、されるご予定があるのか。今、もしご予定があれば、それをお伺いしたいんですけども。

○高沢参事　事後評価につきましては、おっしゃるとおり平成18年度から進めてまいりましたので、そういうのを改めてもう少し検証させていただきまして、公表につきましては具体的に検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○屋井会長　ぜひ、これは生ものというわけではないけれども、やはり供用した後に比較的短い時期に出すということがポイントだし、今回は供用2年後ぐらいで出しているんですか、県土整備部さんね。ですから、そのタイミングを逸しないで、県の広報紙でも何でもいいんですけども、こんな効果がありましたってね、余りやらせ的是ではないけれども、そういうことがわかるようにちょっとお伝えいただけると迫力があるし、アピールになるしというふうに思う。後ろでちょっと手挙がっていますけれども。

○鈴木主査　この件につきましては、概要という形で毎年度、ホームページのほうには掲載させていただいております。これは県土整備部も農林部も同じように……

○屋井会長　わかりました。じゃ、ホームページに載っているということを広報紙か何かに書けばいいのかな。どんどんお伝えしないと、だれも見ないでしょう。

○高沢参事　知事のほうからも、広報は経営だというふうなお話がいつもいただいておりますので、広報につきましては十分、県民にこういうことがわかるようにしっか

りと伝えていきたいと思っておりますけれども、出すのを効果的にタイムリーにということもございまして、その辺につきましては十分検討させていただいて実施していきたいというふうに思います。

○屋井会長　じゃ、ぜひその点をお願いをしたいと思います。

○藤原委員　もう時間がないから、ちょっと参考までに河川整備のほう。

これ河積拡大させるのにレベルダウン、河床を下げたと。それは一律に平らにするよりも、コスト的に工事のコストが安く済む、ただ下げるほうが安いのか、高いでしょうね。そうすると、これは環境のために考えられたのか、全く逆にでこぼこしていれば、同じところに流走土砂がくるから、また高まってしまって維持管理はどうかなとか、素朴な疑問ですけれどもね、維持管理的に、コストが。

○朝堀課長　もともとそういった横断形状になっているのは川の特徴で、そういう横断形状になっておりますので、それをそのままスライドダウンしてやれば、それが基本的に維持されるというのが基本的な考えでございます。ですから、その回復の早さというのは明らかにこういう改修したほうが早いということと、掘削した河積をある程度一定の期間ずっと確保していただけるというメリットはございます。要は川が川をつくるのを掘削で助ける、という思想のもとで行っている改修でございます。

○屋井会長　どうもありがとうございました。大変長時間に及びまして、それでは今の事後評価の報告につきましてどうもありがとうございました。大変理解も進みましたし、またぜひそれを我々だけではなくて、広く県民の方にアピールすべきことについては、きっちりと早い時期にアピールしていただければと思います。

それでは、以上で終わりますので、これで本日の審議はすべて終了しました。これで議長のを解かせていただきます。議事進行へのご協力、まことにありがとうございました。

○事務局（池田）　本日は、長時間にわたりまして熱心にご審議いただきまして、大変ありがとうございました。

今年度の3回にわたる審議及び現地視察で、委員の皆様からいただきましたご意見を最大限尊重しながら、各部の対応方針を決定し、効率的な公共事業の執行に努めてまいりたいと存じます。

なお、今後、委員会の開催は今日で最終となりますが、ことしの1月の下旬ごろに意見書を知事のほうに提出することになります。また、3月の中旬ごろには、当委員会の

平成20年度の実施結果を公表する予定としております。

以上をもちまして、平成20年度第3回埼玉県公共事業評価監視委員会を閉会とさせていただきます。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

午後4時51分閉会